

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第46回本部員会議 次第

日 時：令和3年9月9日(木)
19時～19時30分
場 所：危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

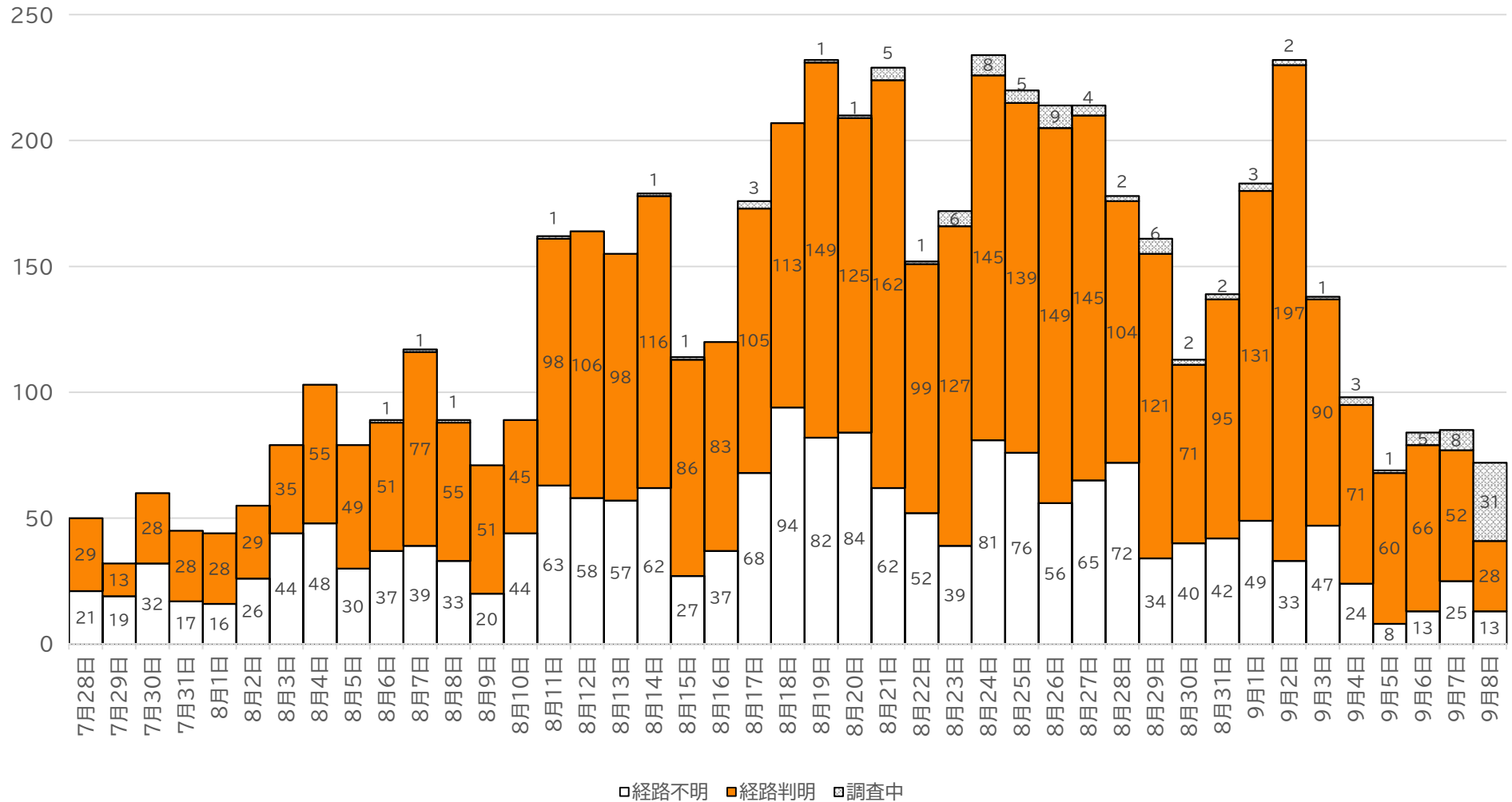
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の延長等について
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
- (4) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

県内の感染動向について(9/8現在)

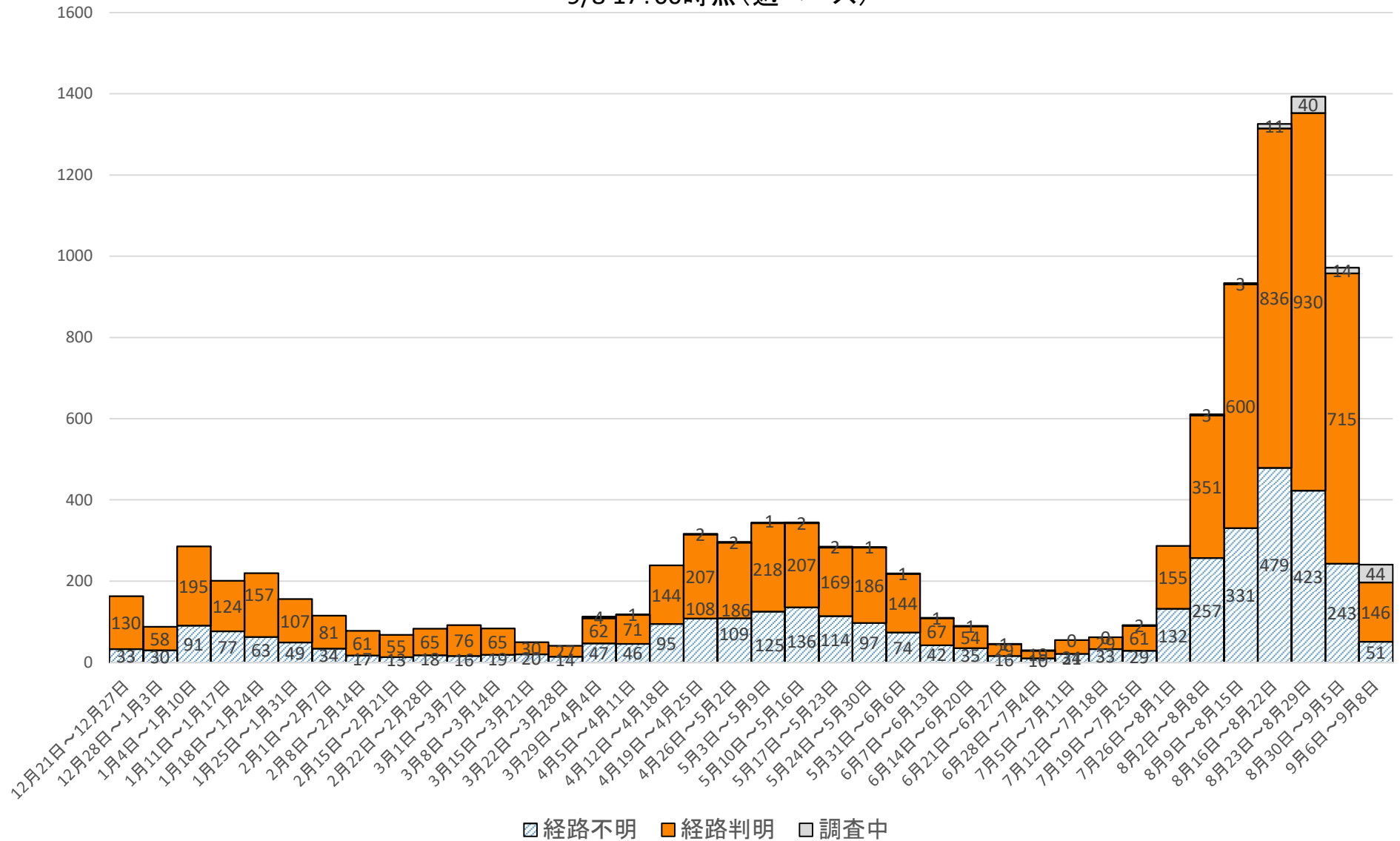
1)①流行曲線(公表日別)

新型コロナウイルス感染の流行曲線(公表日別)
9/8 17:00 現在



流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

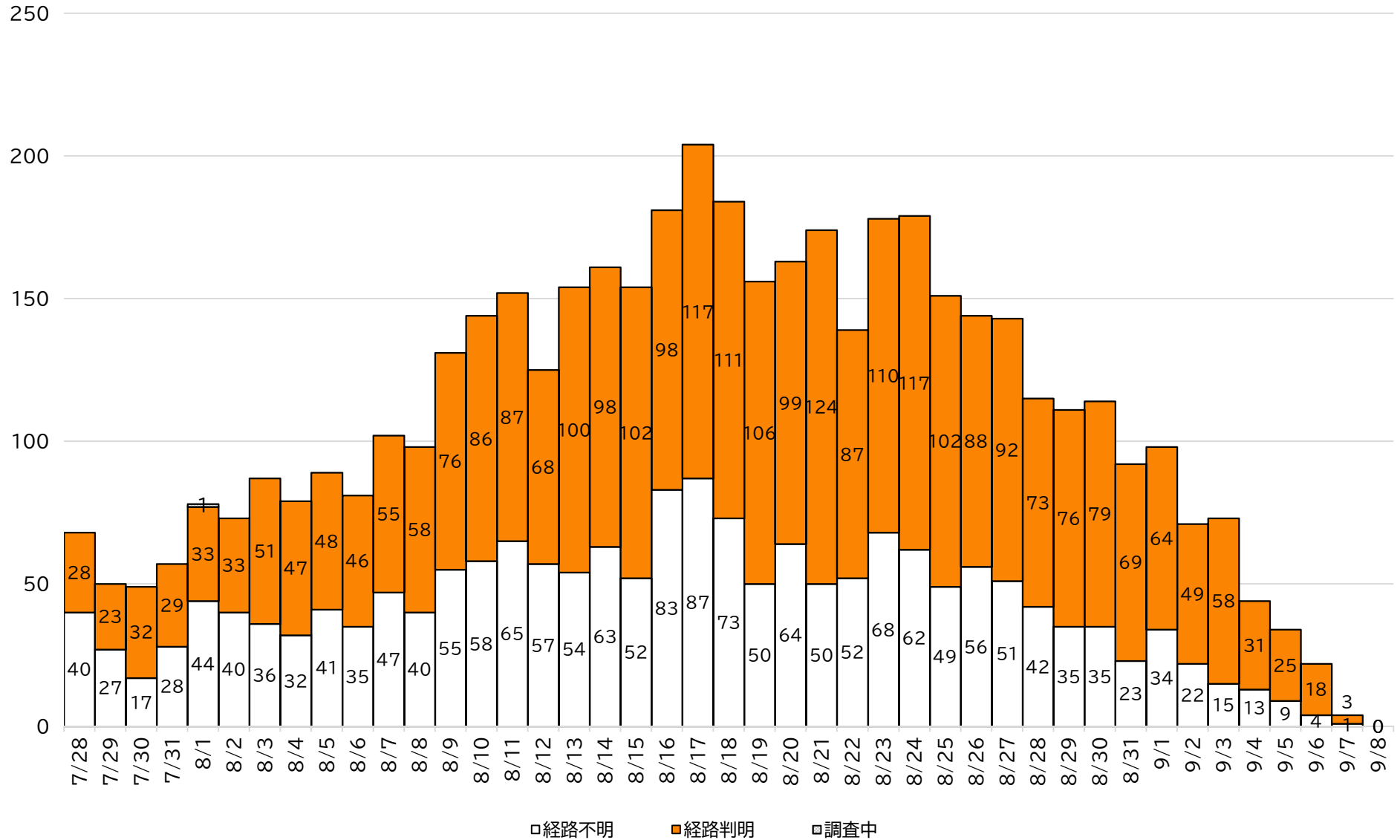
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(公表日別) 9/8 17:00時点(週ベース)



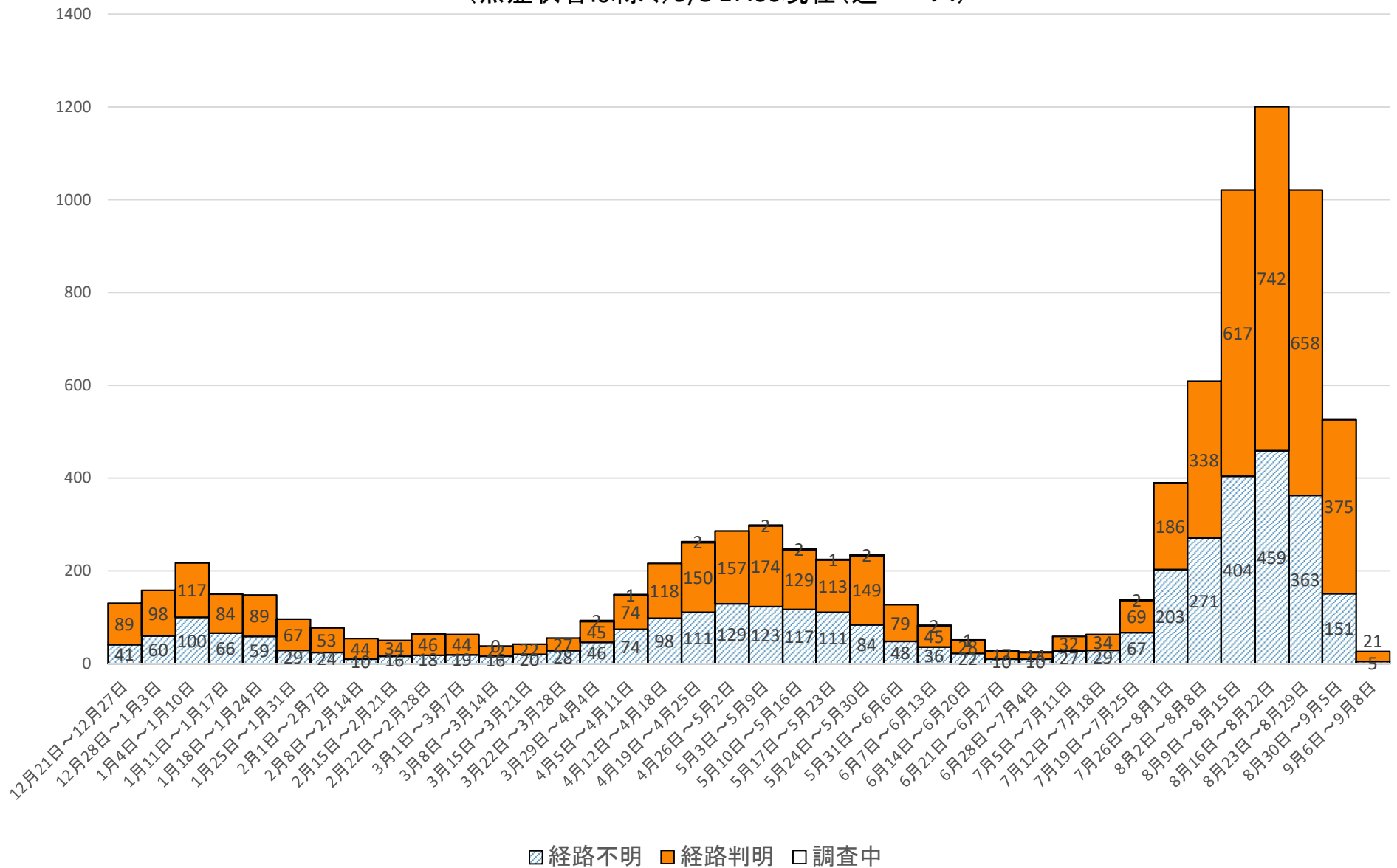
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

②流行曲線(発症日別)

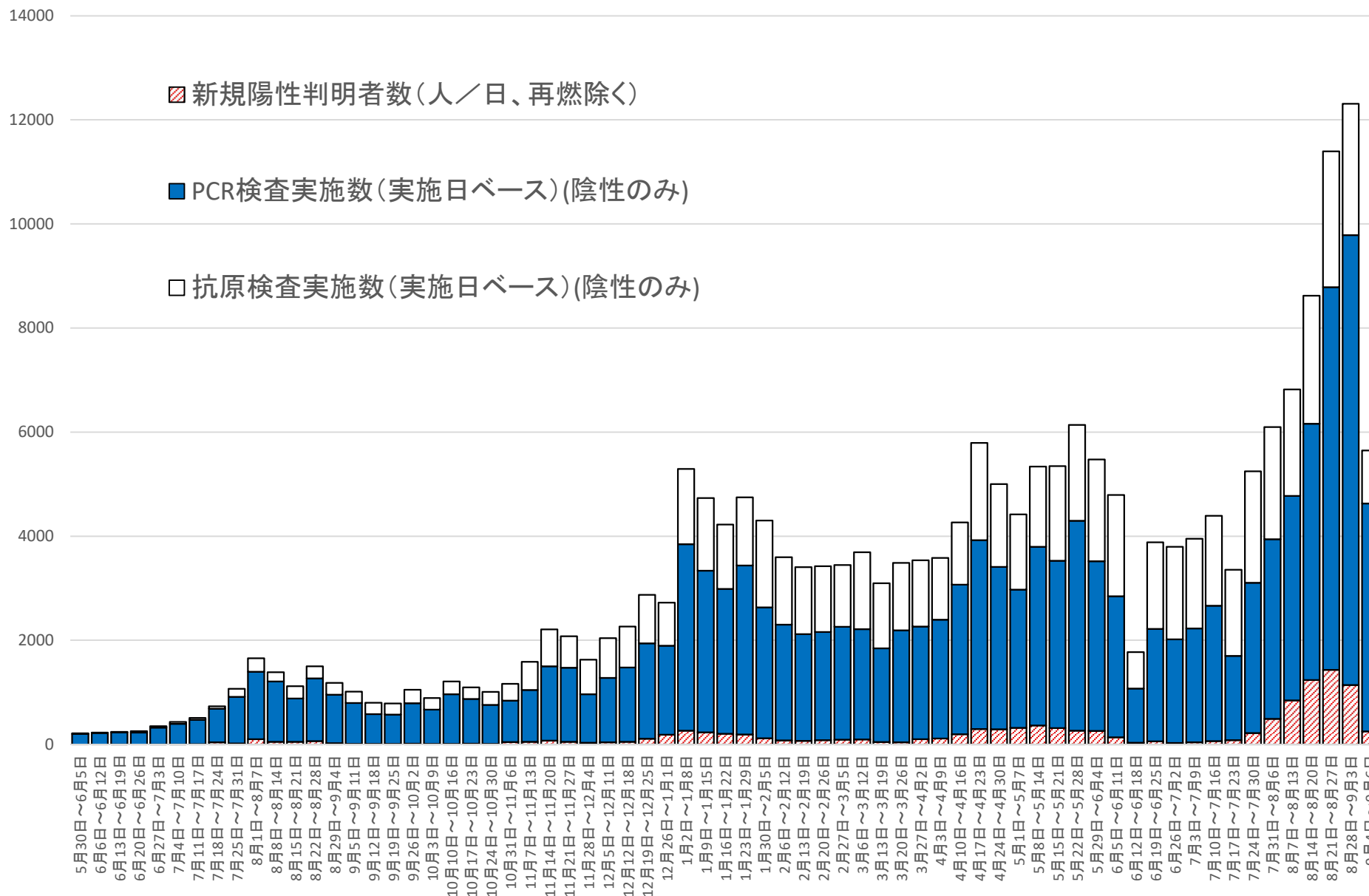
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
(無症状者は除く) 9/8 17:00 現在



新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別) (無症状者は除く)9/8 17:00現在(週ベース)



2)PCR等検査の状況(陰性確認を除く)

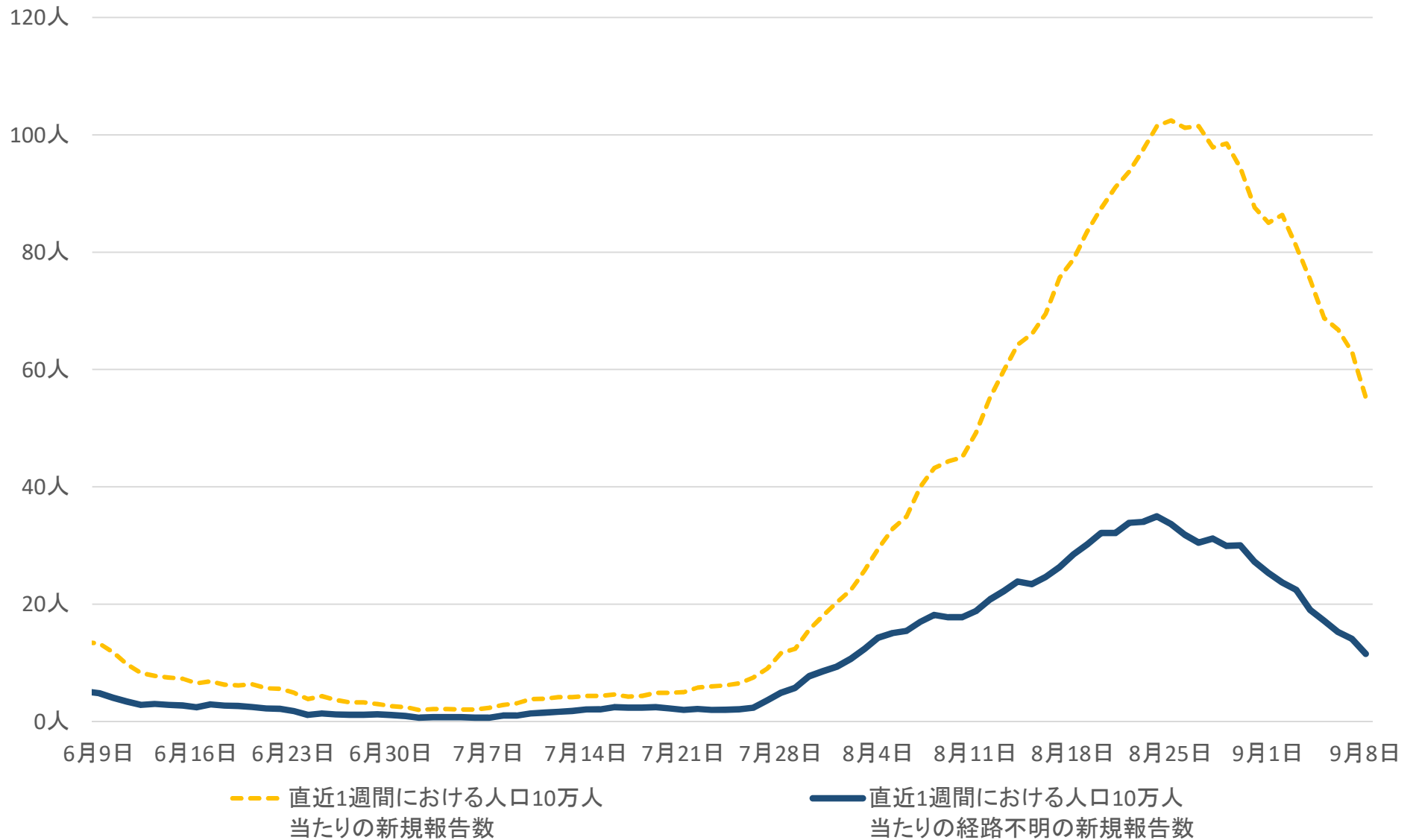


3)陽性率(7日間移動平均)



- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、9月6日現在の陽性率は8.3%でした。

4) 経路不明の新規報告者数の推移



5) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数					県内 宿泊療養 部屋数					
		入院者数	空床数		療養者数		清掃・修理待ち	空数			
			県内発生	その他					県内発生	その他	
総数	388	298	280	18	90	677	212	211	1	169	296

6) 県内の陽性者発生状況

項 目	陽性者数累計	現在 陽性者数							入院予定等	宿泊 療養	退院等	死亡
			入院中			入院予定等						
			重症	中等症	軽症	重症	中等症	軽症				
PCR検査数 (うち行政検査分)	145,168 (48,616)	1,359	280	12	67	201	868	211	10,088	97		
(うちその他検査分)	96,552											
	(うちPCR検査判明分 8,388)						(うち自宅待機 87)					
抗原検査数	71,439 (うち抗原検査判明分 3,156)						(うち自宅療養 781)					

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺)が必要

中等症：酸素投与が必要または摂食不可能

軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

7) その他県内の感染状況

①病床のひっ迫具合	最大確保病床の占有率※1	76.8%	②人口10万人当たりの全療養者数	97.5人
	うち重症者用病床の最大確保病床の占有率※2	23.1%	③直近1週間のPCR等陽性率※3	8.3%
			④直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	55.0人
	【入院率】(現在の陽性者累計に占める入院者の割合) ※5	20.6%(参考値)	⑤直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	少ない
			⑥直近1週間における感染経路不明割合	21.0%

※1 最大確保病床の数(388床)に対する割合

※2 最大確保病床の数(52床)に対する割合

※3 検査実施日ごとの件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率

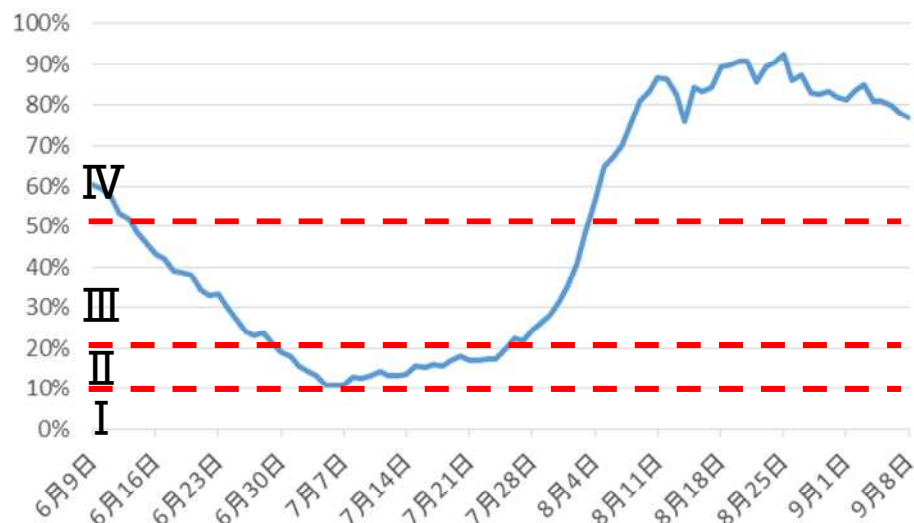
※4 直近一週間の陽性者数が先週と比較して多いか少ないか記載

※5 入院が必要な新規患者は発生届が届け出られた翌日までに入院できている等、入院率を適用する条件に当てはまらないため、参考値として記載

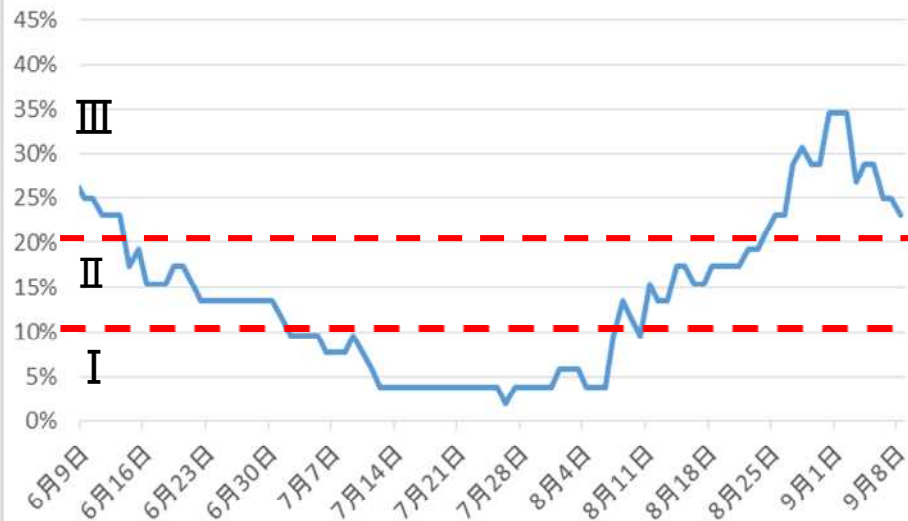
重症者数	重症者以外のICU(集中治療室)利用者数	重症者用病床の現時点の確保病床数	新規感染経路不明者(直近1週間分)	PCR等検査数(直近1週間分)
12人	0人	52床	163人	11,302件

8) その他の県内の感染動向

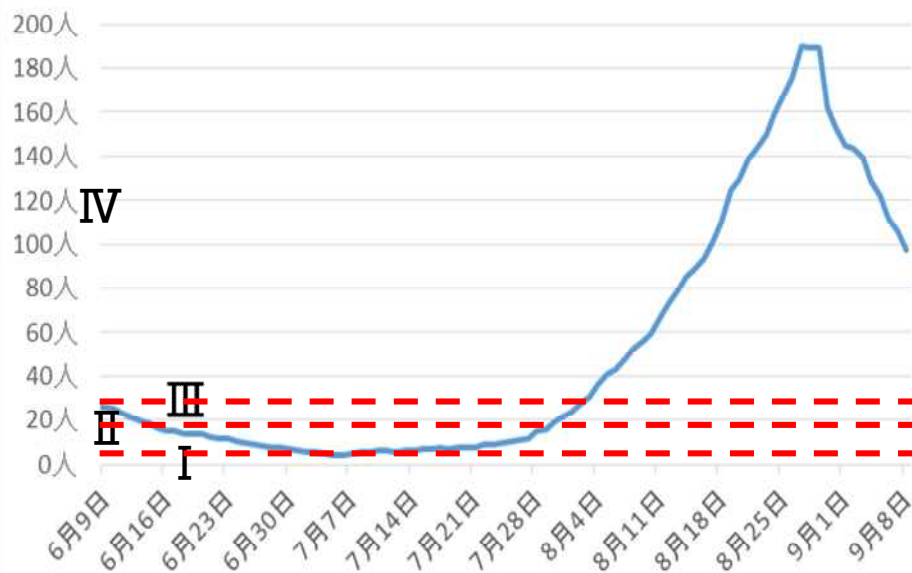
最大確保病床の占有率



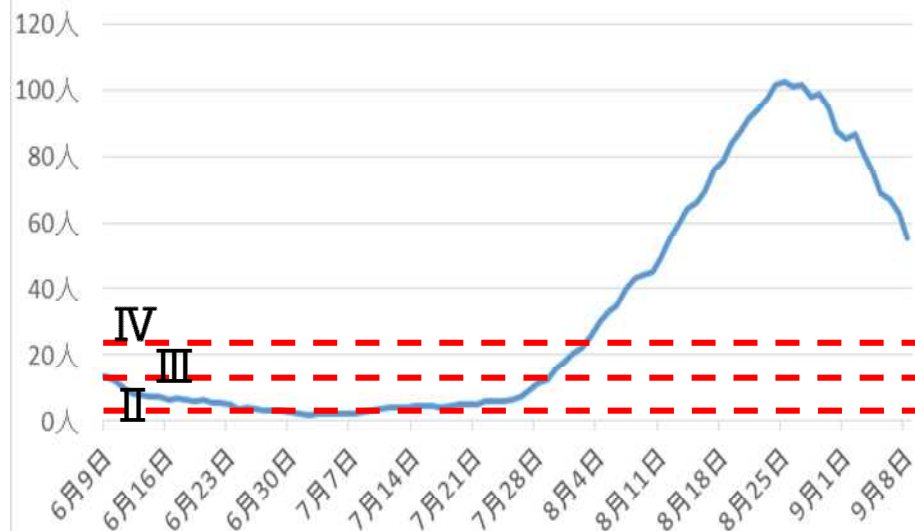
重症者用病床の最大確保病床の占有率



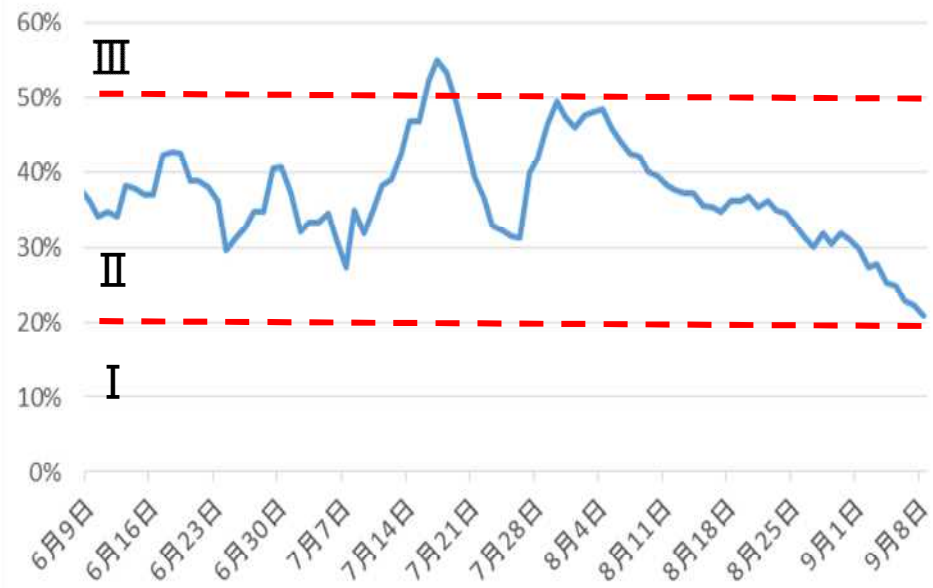
人口10万人当たりの全療養者数



直近1週間における人口10万人
当たりの新規報告数



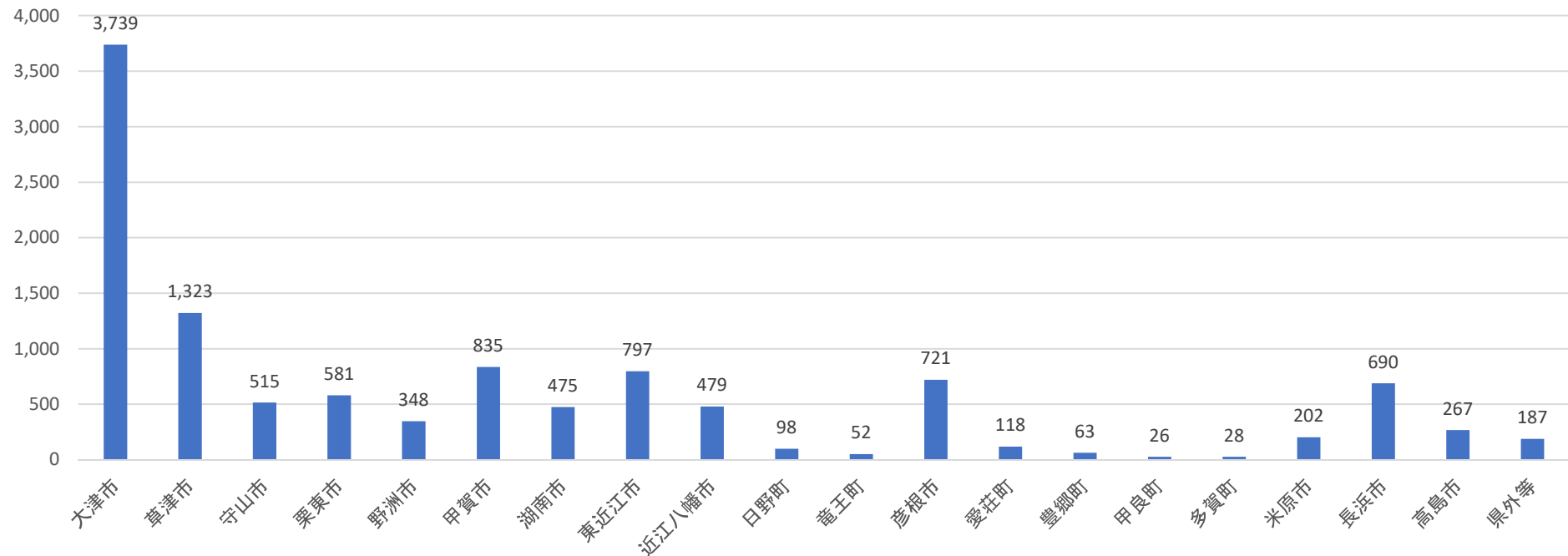
感染経路不明割合



9)性別陽性者数

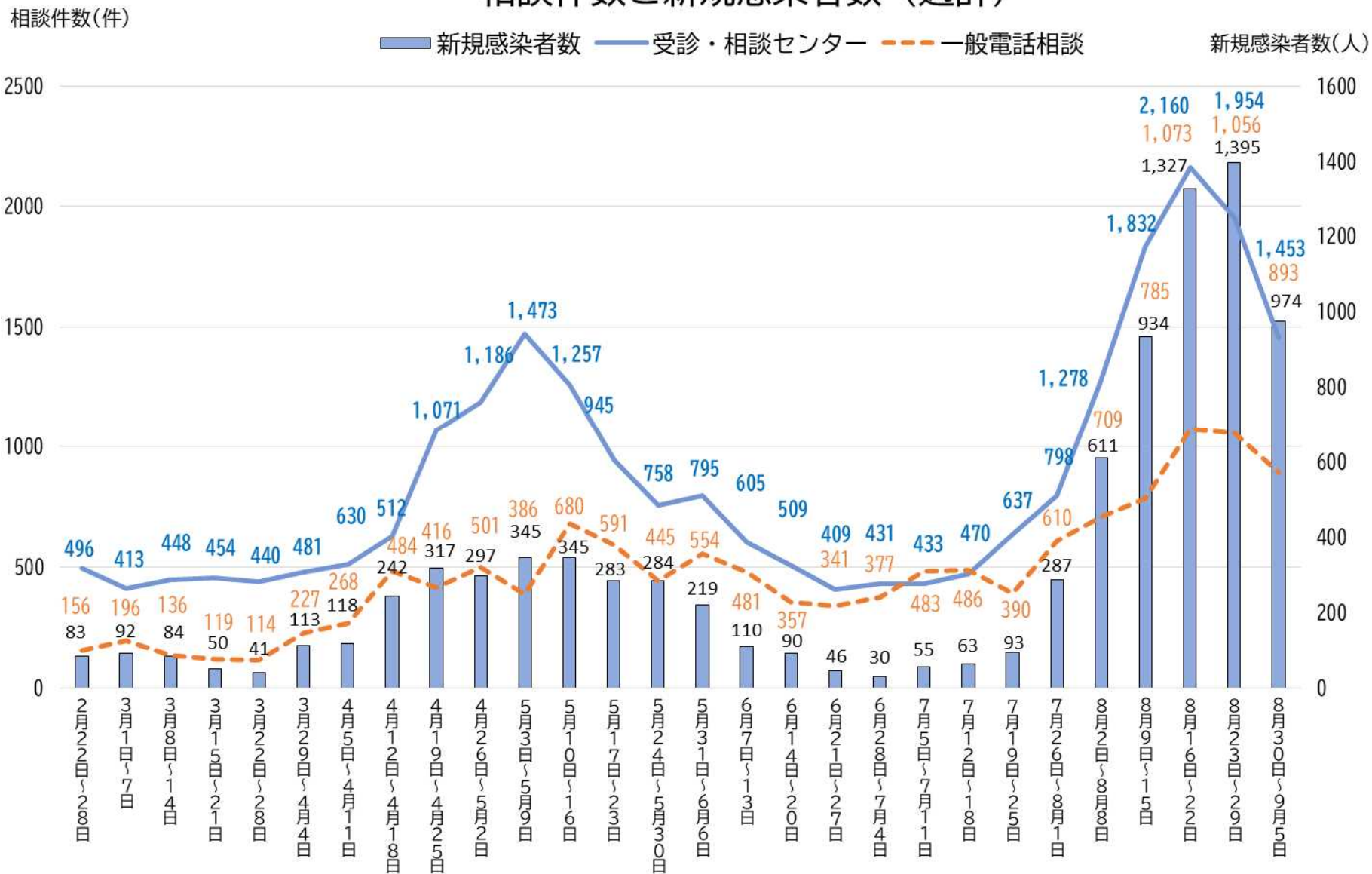
性別	陽性患者数
男性	5,956
女性	4,774
非公表(10歳未満)	814
計	11,544

10)市町別陽性者数



11) 相談体制について

相談件数と新規感染者数（週計）



12)4月以降に発生したクラスターの状況

公表名	陽性者数	始期	公表名	陽性者数	始期
事業所⑧	6	4月8日	医療機関⑭	12	6月14日
会食⑥	6	4月13日	学校⑫	9	6月1日
学校⑥	7	4月7日	事業所⑰	6	7月3日
学校⑦	11	4月15日	会食⑪	5	7月17日
事業所⑨	8	4月13日	学校⑬	16	7月20日
飲食店⑦	5	4月15日	保育関連施設⑥	7	7月29日
学校⑧	15	4月21日	事業所⑱	6	8月1日
医療機関⑪	13	4月14日	保育関連施設⑦	5	7月30日
事業所⑩	5	4月21日	学校⑭	13	8月5日
事業所⑪	5	4月23日	事業所⑲	10	8月6日
飲食店⑧	7	4月24日	事業所⑳	7	8月8日
事業所⑫	8	4月23日	保育関連施設⑧	40	8月10日
事業所⑬	20	4月22日	保育関連施設⑨	7	8月6日
飲食店⑨	6	4月27日	保育関連施設⑩	9	8月6日
学校⑨	18	4月26日	学校⑮	7	8月9日
会食⑦	6	4月28日	介護関連事業所⑭	5	8月11日
学校⑩	8	4月24日	学校⑯	7	8月11日
障害福祉関連事業所②	24	5月2日	事業所㉑	6	8月11日
事業所⑭	16	5月1日	事業所㉒	7	8月12日
医療機関⑫	6	5月3日	事業所㉓	6	8月17日
飲食店⑩	4	5月11日	事業所㉔	11	8月14日
会食⑧	7	5月11日	事業所㉕	24	8月20日
飲食店⑪	5	5月10日	保育関連施設⑪	32	8月23日
飲食店⑫	11	5月11日	事業所㉖	9	8月22日
飲食店⑬	9	5月6日	会食⑫	4	8月19日
会食⑨	5	5月17日	学校⑰	13	8月23日
介護関連事業所⑬	15	5月19日	事業所㉗	31	8月21日
保育関連施設⑤	5	5月19日	文化・スポーツ活動①	9	8月25日
会食⑩	4	5月18日	事業所㉘	4	8月14日
事業所⑯	41	5月26日	事業所㉙	197	8月25日
飲食店⑭	13	5月24日	事業所⑳	55	8月23日
集会①	11	5月20日	事業所㉚	12	8月24日
飲食店⑮	6	5月27日	保育関連施設⑫	8	8月24日
飲食店⑯	5	5月23日	事業所㉛	8	8月19日
飲食店⑰	8	6月3日	事業所㉜	6	8月28日
医療機関⑬	22	6月3日	介護関連事業所⑮	10	8月30日
飲食店⑱	7	6月1日	保育関連施設⑬	14	8月27日
学校⑪	6	5月29日	保育関連施設⑭	6	8月29日
			事業所㉝	20	8月27日

※県内において確認された陽性者数

13)変異株の発生状況

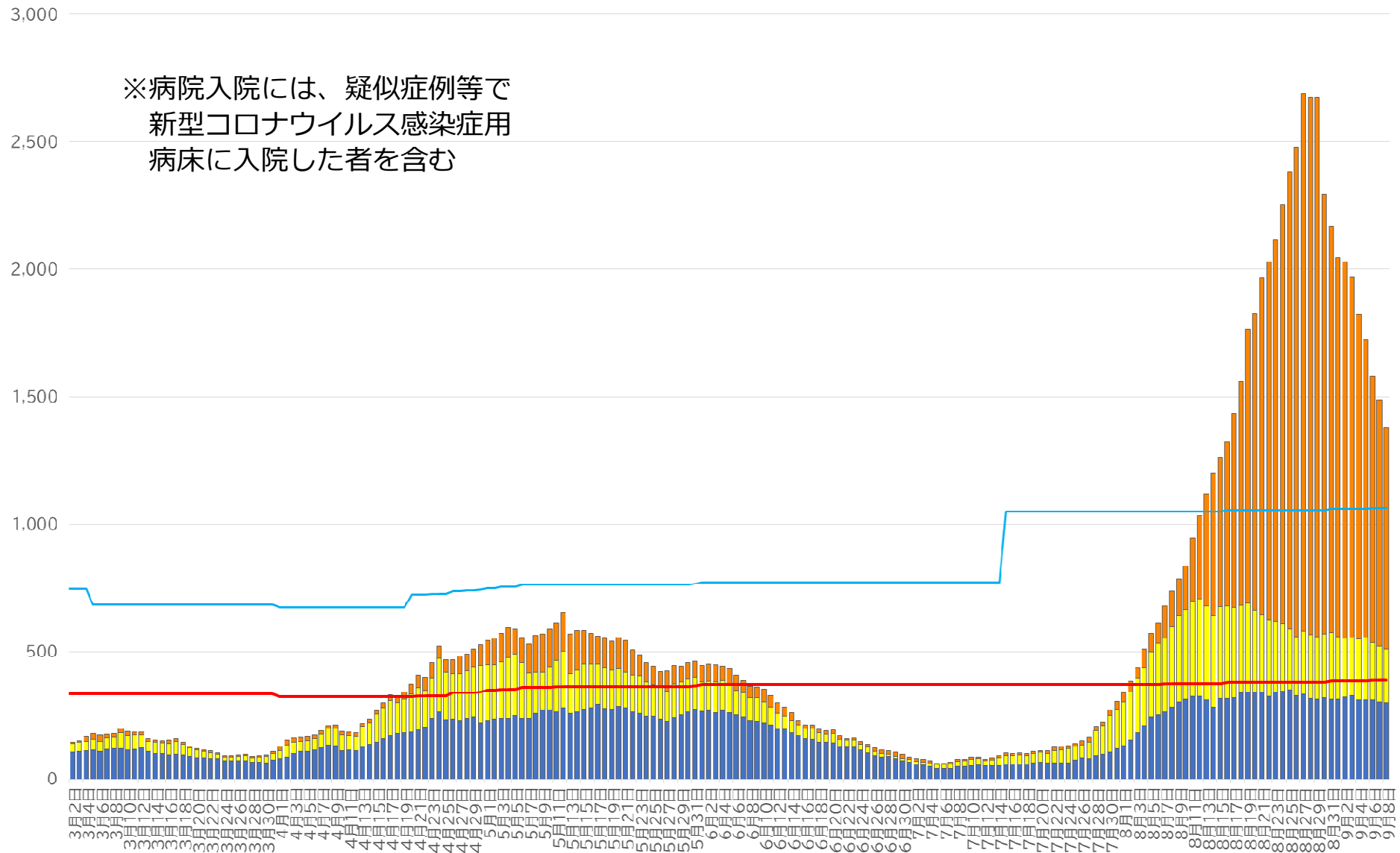
①変異株に関する検査状況

検査実施月	変異株PCR検査の検査件数	変異株PCR検査の陽性件数	変異株PCR検査の陽性者率
	L452R	L452R	L452R
6月	244件	0件	0.0%
7月	181件	45件	24.9%
8月	1,555件	1,281件	82.4%
9月	378件	341件	90.2%
計	2,538件	1,667件	65.7%

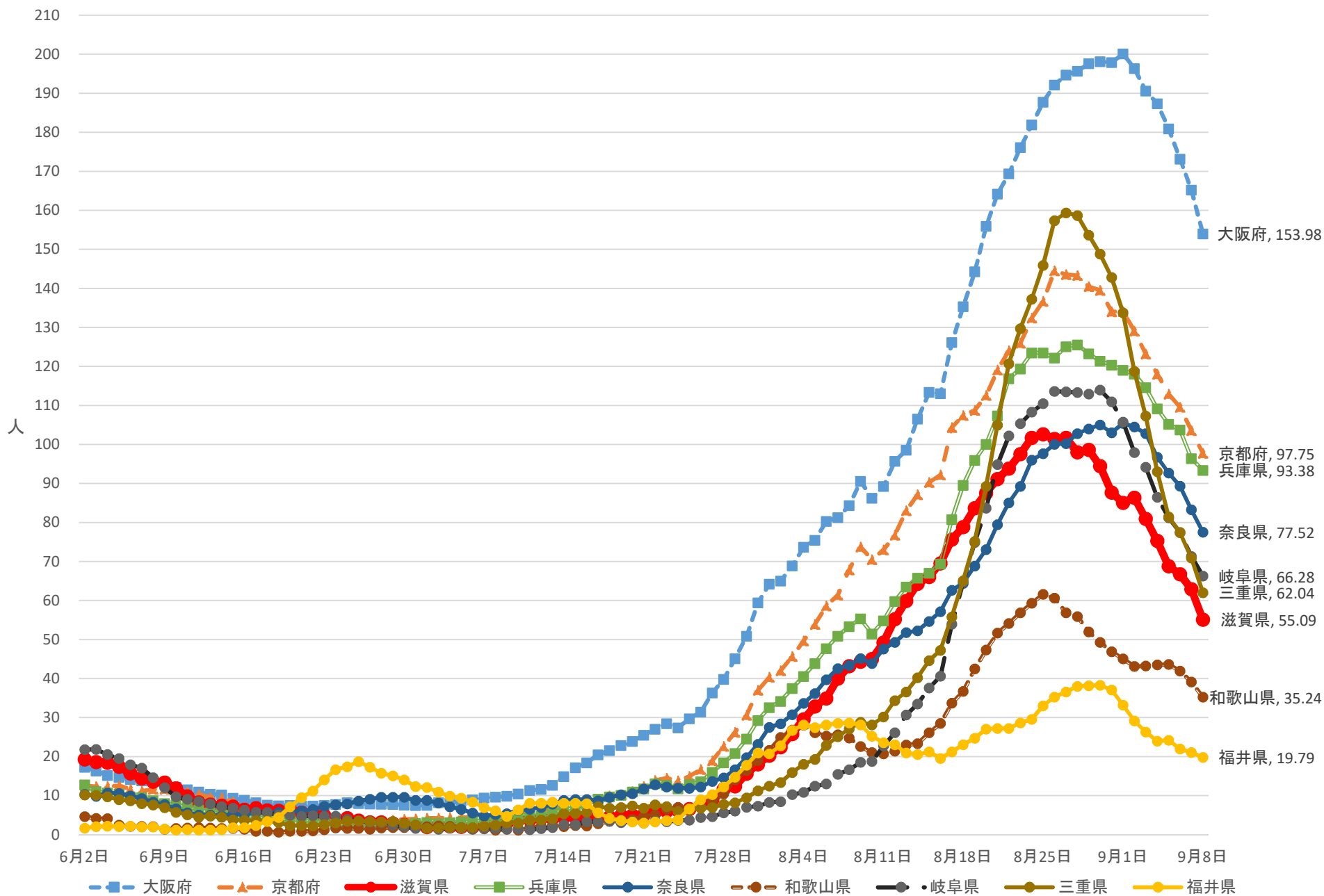
入院医療体制について

■ 入院者数… ■ 宿泊療養者数… ■ 入院予定者数等(人) — 病床数+宿泊療養部屋数 — 病床数(床)

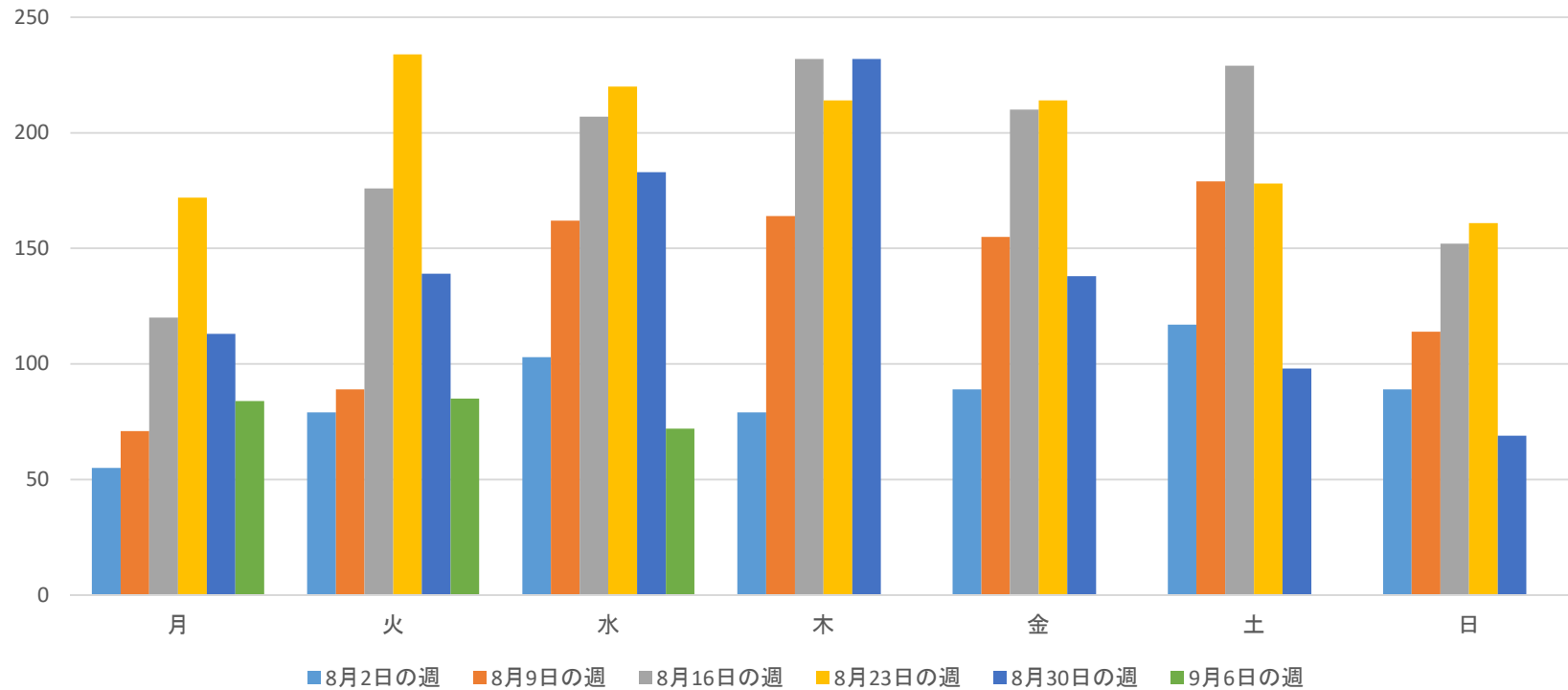
※病院入院には、疑似症例等で
新型コロナウイルス感染症用
病床に入院した者を含む



近隣府県の10万人当たりの新規感染者数の推移(直近7日間の累計患者数)(6/1-9/8)

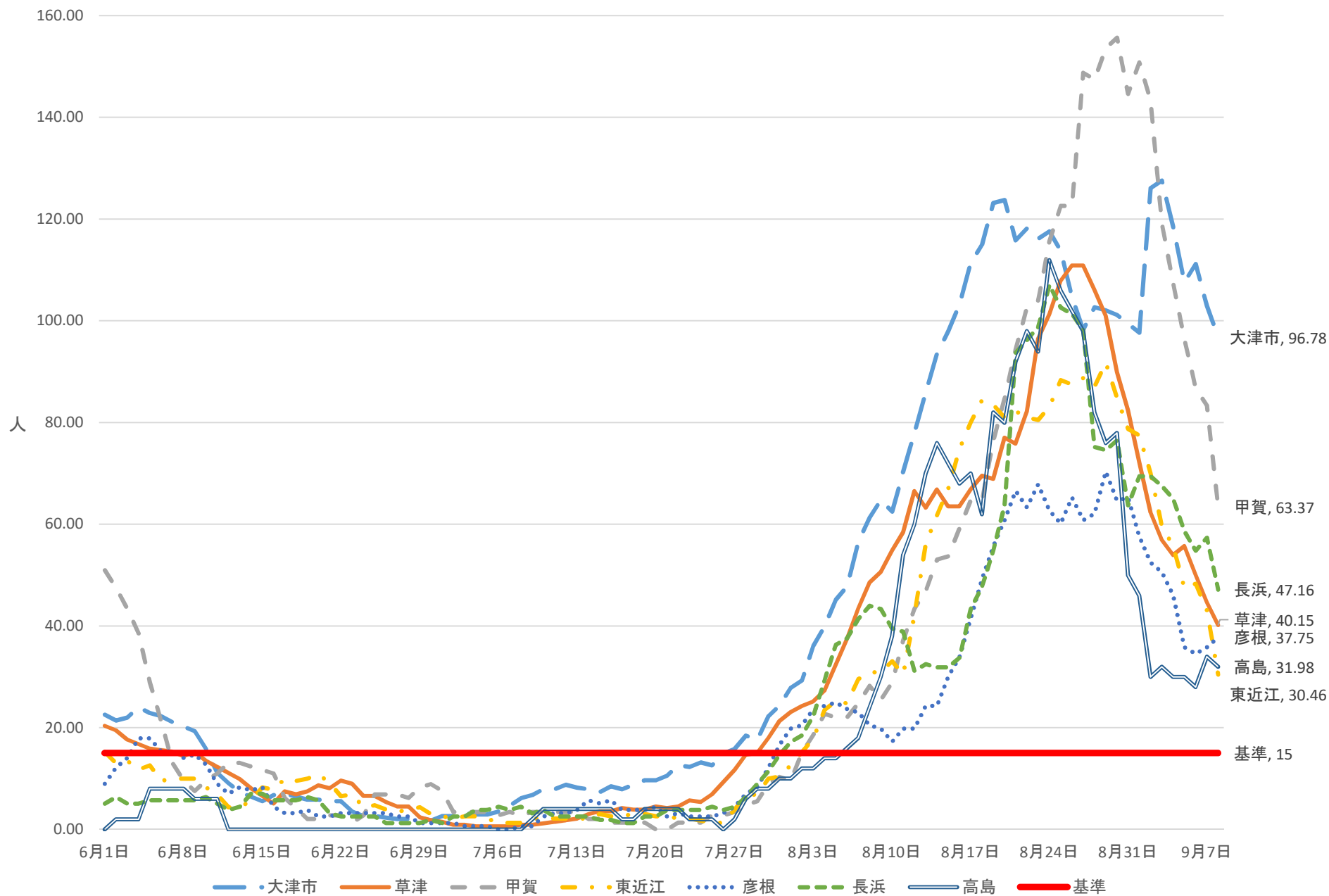


曜日ごとの新規陽性者数の推移

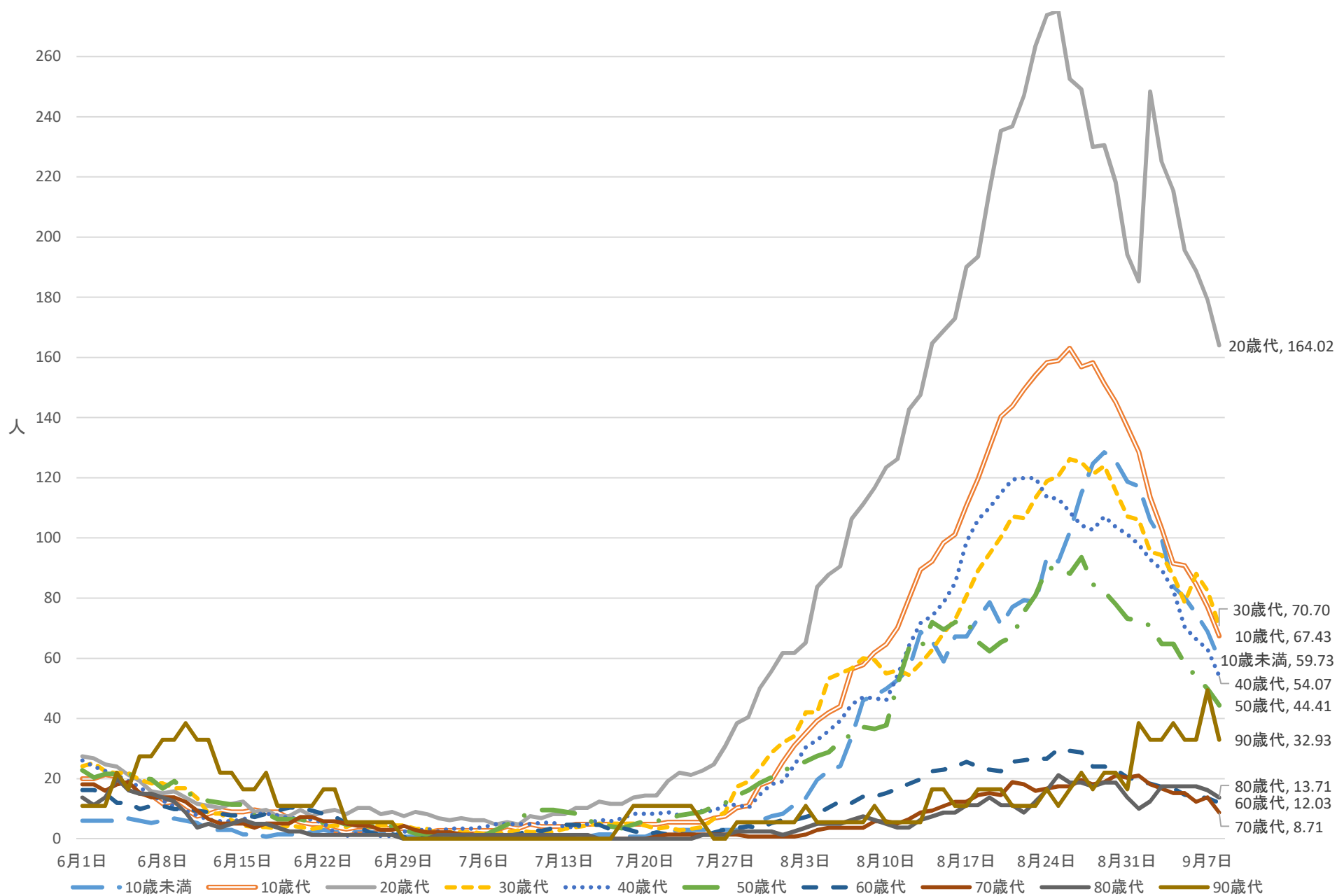


8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	週合計	今週/先週比
120	176	207	232	210	229	152	1326	1.42
8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	週合計	今週/先週比
172	234	220	214	214	178	161	1393	1.05
8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	週合計	今週/先週比
113	139	183	232	138	98	69	972	0.70
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	週合計	今週/先週比
84	85	72					241	

保健所別10万人あたりの新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~9/8)日別・公表日

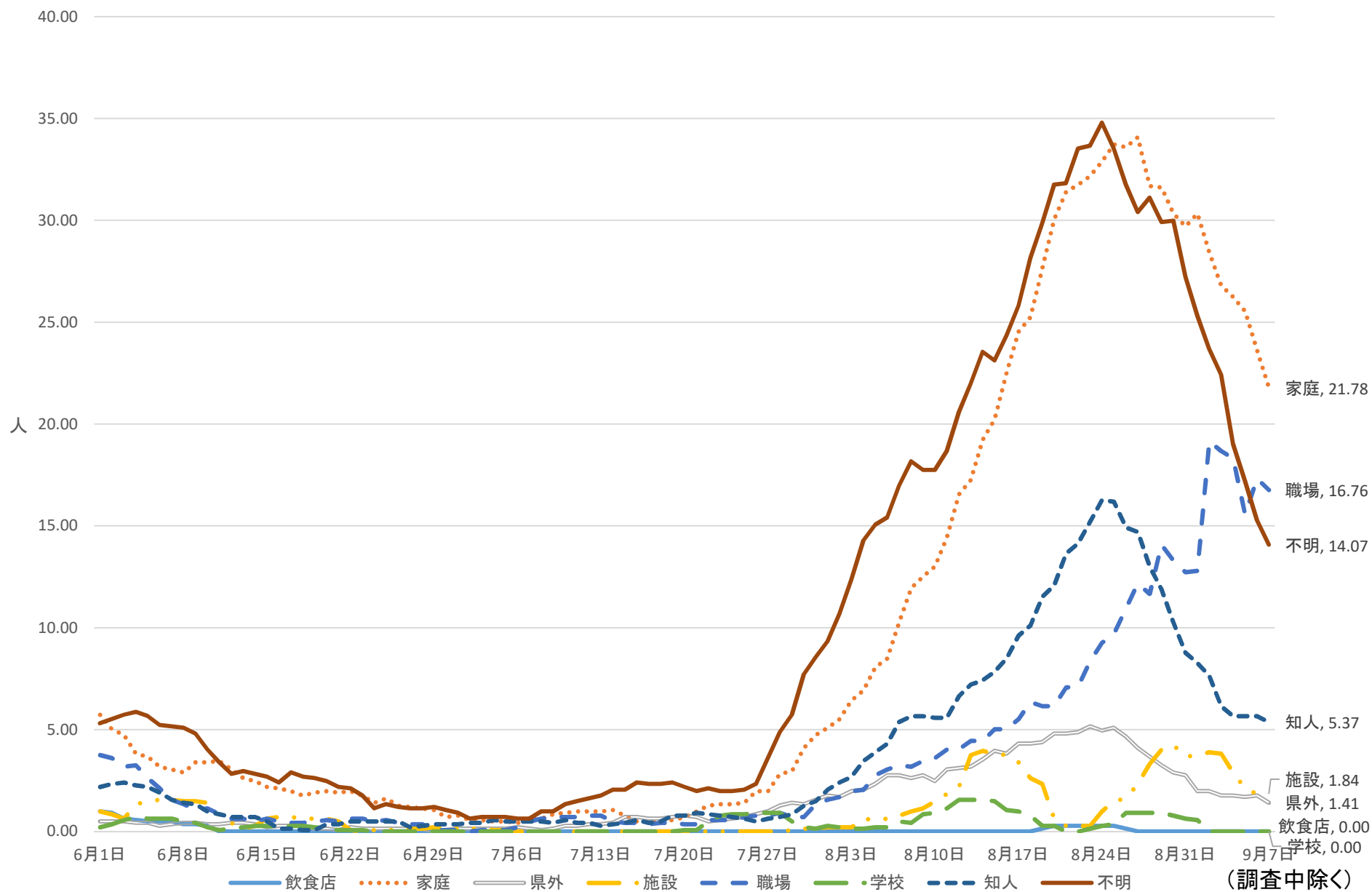


滋賀県 年代別10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~9/8)日別・公表日



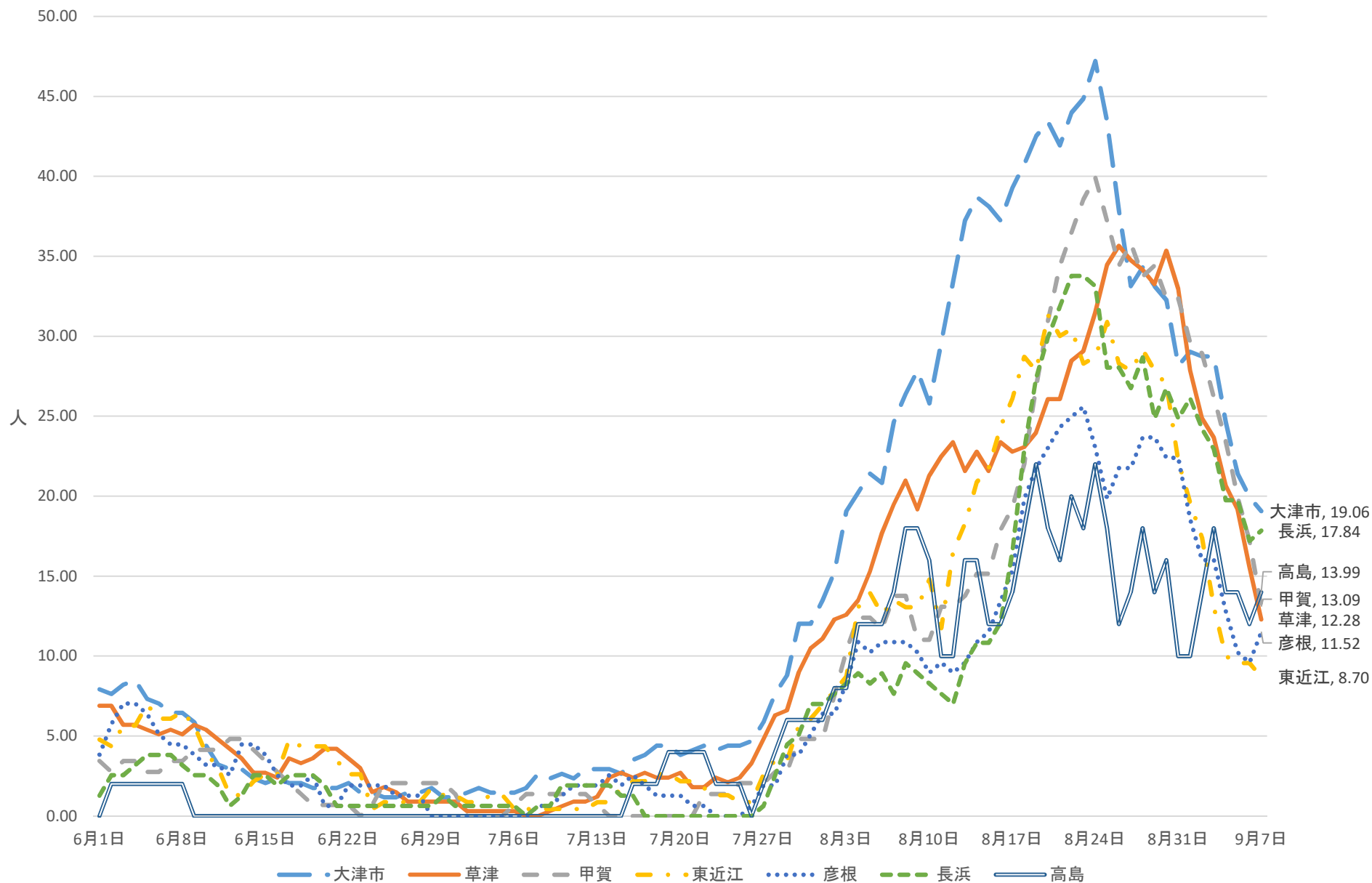
滋賀県 感染経路別の10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~9/7) 日別・公表日

※直近は調査中が多いため9月7日までで集計

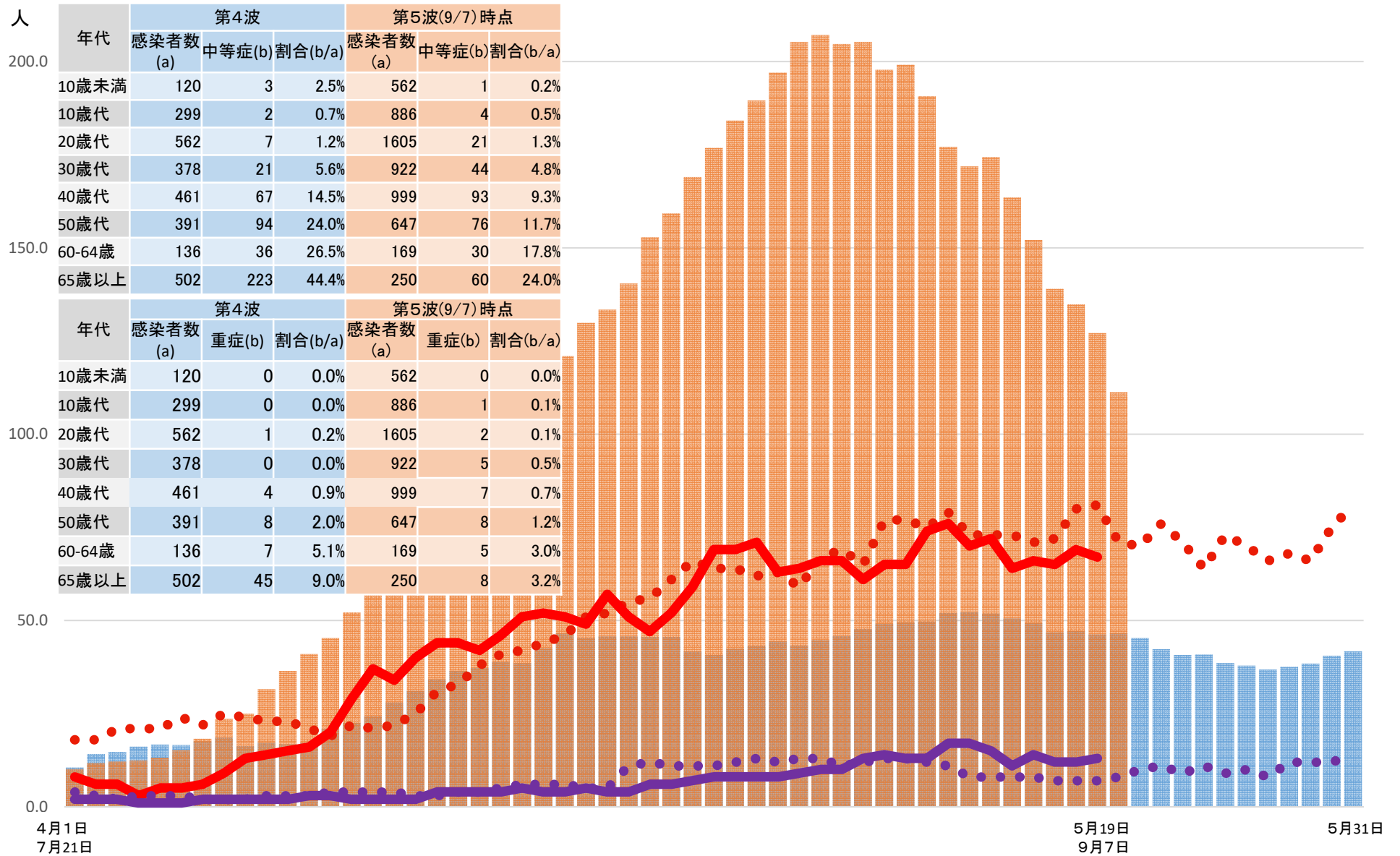


保健所別10万人あたりの感染経路不明の新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~9/7)日別・公表日

※直近は調査中が多いため9月7日までで集計



滋賀県 重症度別第4波との比較



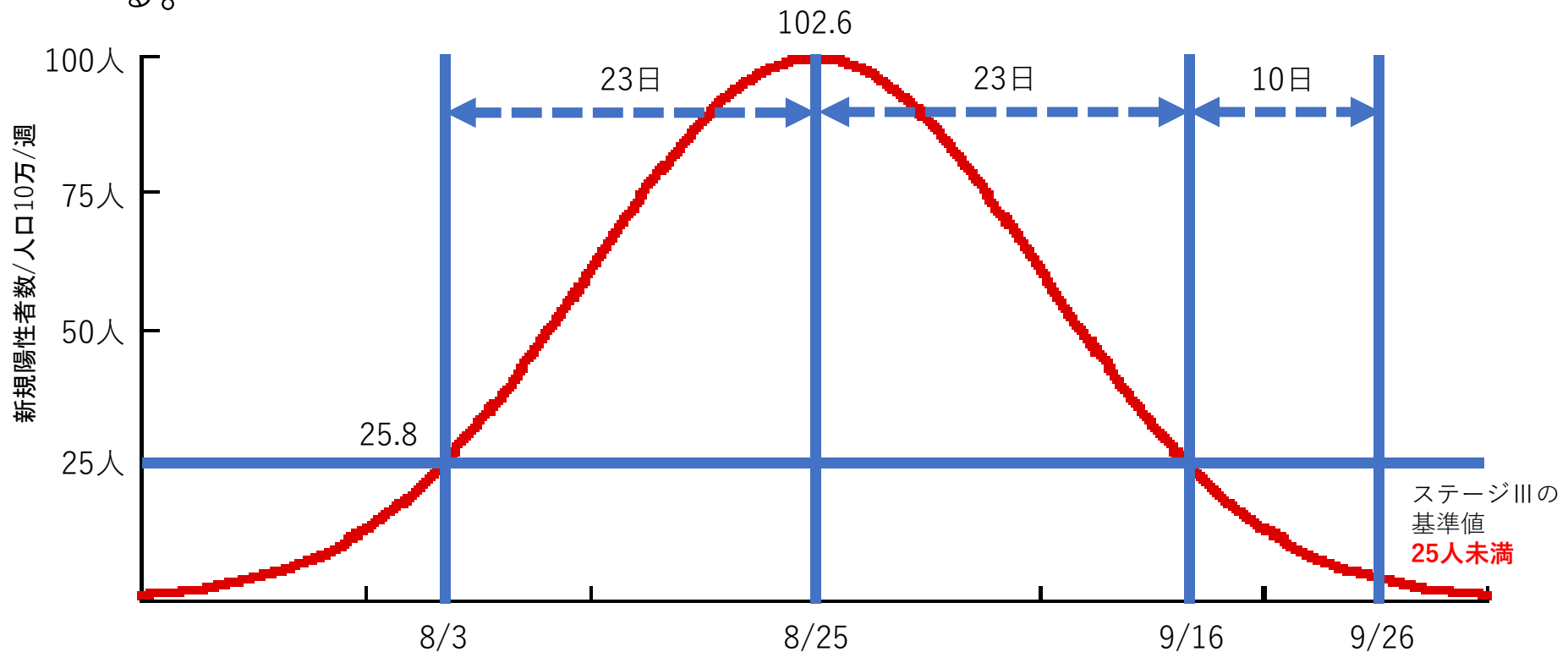
■ 第4波新規陽性者数7日間移動平均
 ●●● 第4波 中等症
 ●●● 第4波 重症

■ 第5波新規陽性者数7日間移動平均
 ■ 第5波 中等症
 ■ 第5波 重症

※人口10万人あたりの新規陽性者数が5人を超えた日を起点として比較
 重症度別の人数は、コントロールセンター通信の数値を利用
 表については、第4波は4/1～6/30、第5波は7/1以降で集計

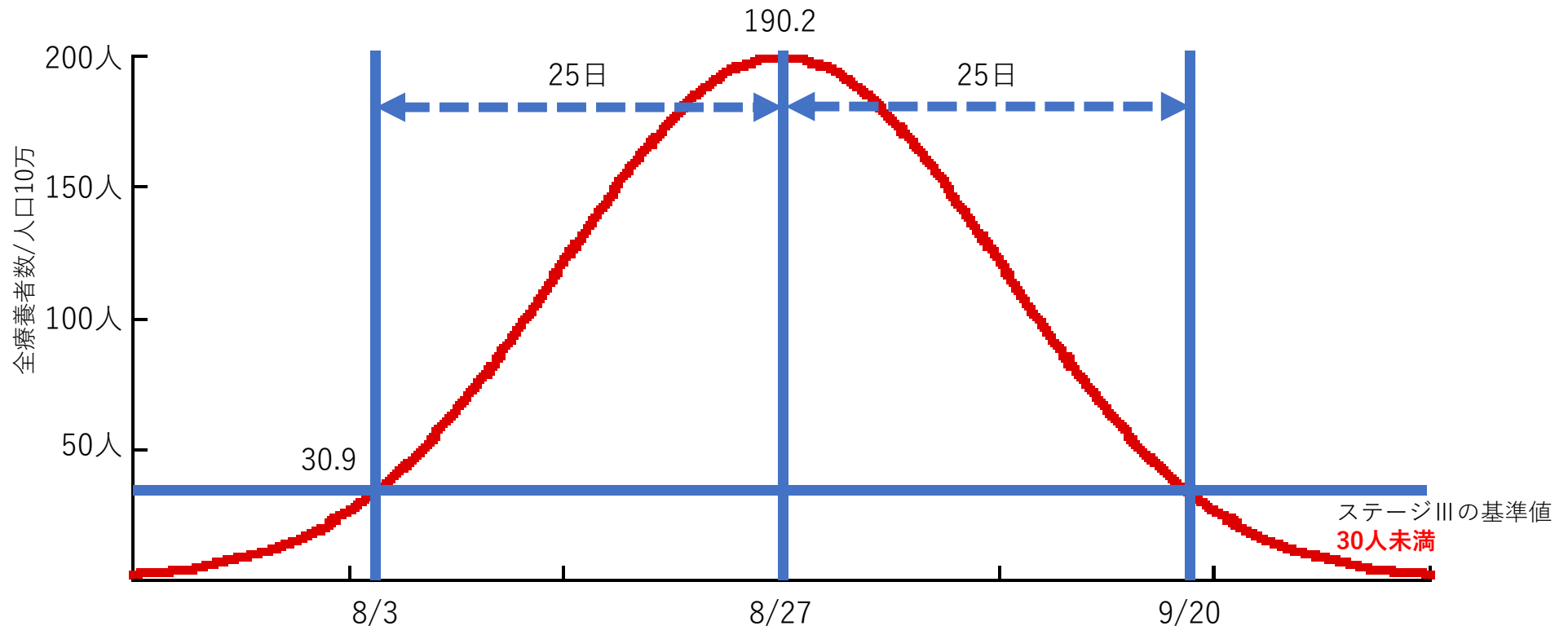
新規陽性者数による緊急事態宣言解除時期

1. 新規陽性者数/人口10万/週がステージIIIのレベル（25人未満）に達し、10日程度（新型コロナウイルスの2世代の期間）推移していることを確認する。
2. 医療のひっ迫状態を見る「全療養者数/人口10万」がステージIIIのレベルにあることを確認する。
3. 仮に、下のように新規陽性者数が推移すると、解除時期は9月末となる。



全療養者数による緊急事態宣言解除時期

1. 新規陽性者数/人口10万/週がステージIIIのレベル（25人未満）に達し、10日程度（新型コロナウイルスの2世代の期間）推移していることを確認する。
2. 医療のひっ迫状態を見る「全療養者数/人口10万」がステージIIIのレベルにあることを確認する。
3. 仮に、下のように全療養者数が推移すると、解除時期は9月末となる。



評価

- 本県の先週の新規陽性者数（972人）は、先々週（1,393人）と比較し、減少（0.7倍）していますが、病床のひっ迫、自宅療養者が多い状況は継続しています。
- 近隣府県の状態を見ると、全ての府県で減少傾向が見られます。本県と同様に、減少傾向にあっても高い水準であることは変わらず、引き続き動向を注視していく必要があります。
- 年代別では、ほぼすべての年代で減少傾向が見られますが、高齢者施設でのクラスターを認め90歳代で増加が見られます。また、集団生活や休憩室が密になっていた職場でクラスターが発生しており、個人での感染対策と併せて、職場環境の整備が必要です。
- 夏休み期間中、部活動や学童保育等で感染が多く見られたことから、学校においても感染が広がる可能性が高いと考えます。学校再開後、約1週間が経過し、感染動向を注視する必要があります。今までに増して基本的な感染対策の徹底が必要となります。
- 明確なリスク行動がなく、市中感染している可能性がある新規陽性者を認めます。生活の維持に必要な場合を除いて、外出や家族以外との接触は控えるべきです。
- 通常医療および新型コロナウイルス感染症の医療を維持するためには、個々人が対策を意識・強化し、新規陽性者数を減少させる他に方法はありません。
- 引き続き、個人の対策が基本に準じて適切に実施できていることを確認することが必要です。普段からの手洗い、会話時のマスク着用、換気や密の回避など基本的な感染対策の徹底が最も効果的であることを再認識することが必要です。

滋賀県における 緊急事態措置（延長）

区域：県内全域

期間：9月13日～9月30日

早期の宣言解除を 目指して！

～大切な命を守るため 県民・事業者の皆様とともに～

1. 不要不急の外出自粛の徹底
2. 催物（イベント等）の開催制限
3. 施設への休業要請等
 - 3-1 飲食店等に対する休業等
 - 3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等
 - 3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先
4. 事業者の皆さまへのお願い
5. 公共交通機関への協力依頼
6. 大学等へのお願い
7. 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応
8. 県立施設の対応等
9. 緊急事態宣言解除要請の考え方
10. 緊急事態宣言解除後の対応

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

・ 外出は控えて（特に20時以降は徹底）

※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- ・ 外出する場合は機会の半減を
- ・ 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
- ・ 買い物の回数や人数を最低限に
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
- ・ 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

・ 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項に基づく要請）

○開催する場合は、下記の目安で実施してください

期 間：9月13日(月)0時～9月30日(木)24時

※9月12日までにチケットの販売が開始されたものには下記の目安を適用しない。ただし、9月13日から、下記の目安を満たさないチケットの新規販売の停止をお願いします。

収 容 率

50%以下

かつ

人数上限

5,000人

開催時間

21時まで

○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談について

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○電話番号:077-528-1344

○開設時間:9:00～17:00(平日のみ)

3-1 飲食店等に対する休業等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により要請します。

【要請内容】

(第45条第2項、第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年9月13日 0時～令和3年9月30日 24時
- ② 対象施設・要請内容 以下のとおり

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業
	【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ等※1で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から20時まで)
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)		
	【結婚式場】		

※ 結婚式場は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく(50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう)での開催をお願いします。

- ③ 営業に際しての要請内容

要請内容

(特措法第45条第2項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の整理および誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒、換気
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守 (最新の業種別ガイドラインの確認を)

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間短縮等

以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により要請等を行います。

【要請内容】

1. 対象期間 令和3年9月13日 0時 ~ 令和3年9月30日 24時
2. 対象施設・要請内容 以下のとおり

(1) 商業施設等

施設の種類	内訳	内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで
遊技施設(第9号)(※2)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 酒類提供等の自粛(※1)
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)
およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(2) イベント関連施設

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮
集会・展示施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> (イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
博物館等(第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※オンライン配信の場合は時間短縮不要	※オンライン配信の場合は時間短縮不要

▶ イベント開催時は、人数上限等の要件の遵守を要請する。 - 5 -

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)
およびカラオケ設備使用自粛

(3) その他の施設

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none">学校等において、感染リスクの高い活動等の制限大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等(要請内容の詳細は、下記6のとおり)感染防止対策の徹底
集会施設等(第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) 酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等(第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none">感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none">適切な入場整理
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none">適切な入場整理
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	<ul style="list-style-type: none">店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾など	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none">オンラインの活用等

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いする。

② 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡超)の管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。

- ・ 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

③ 業種別ガイドライン

(特措法第24条第9項)

- ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
(最新の業種別ガイドラインの確認を)

3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

- 営業時間短縮等の要請内容に関すること
「滋賀県営業時間短縮要請コールセンター」
 - 開設時間:平日 9時~17時
 - 電話番号:077-528-1341
- 営業時間短縮等の協力金の申請手続きに関すること
「滋賀県時短協力金コールセンター」
 - 開設時間:平日 9時~17時
 - 電話番号:0570-666-323

4 事業者の皆さまへのお願い

(特措法第24条第9項に基づく要請)

テレワーク・時差出勤等の徹底

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指す
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- ・ 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- ・ 職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

5 公共交通機関への協力依頼

(基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- ・ JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

6 大学等へのお願い

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学等に対しては、以下の対応を要請します。

1. 授業の実施方法

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避

2. 感染防止策の徹底

- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底

3. 感染リスクの高い活動の自粛

- 学生に対し、以下の行動の自粛徹底を呼びかけ
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動
 - ・ 多人数が接触する活動および前後の会食
 - ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会

7 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルを、引き続きレベル3として、以下の対応を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会が定めた学校の行動基準

県立学校等の感染対策のポイント

- 修学旅行は発令期間中に出発する旅行は延期
- 部活動は実施しない
 - ・ただし、全国・近畿大会等の公式大会への参加は可能とし、同大会に向けた練習については感染症対策を徹底して実施可能とする
- 学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止
- 登校等は各学校の実態を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校ができるよう授業時間帯の変更や短縮授業の実施も可能とする
- びわ湖フローティングスクールは延期

※ 市町教育委員会に対して、上記内容を参考送付

8 県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、休館または開館時間を短縮(詳細は別紙1)	8/8～
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖(詳細は別紙1)	8/7～
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	<ul style="list-style-type: none"> 新規販売を一時停止(8/5～) 緊急事態宣言中の新規予約は停止
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止(8/5～)
●	GoToEat ※事業者には、早期の認証取得を要請	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き新規発行の一時停止 購入済の食事券等の利用もお控えください。

9 緊急事態宣言解除要請の考え方

緊急事態宣言の解除要請については、次の考え方により検討する。

- ① 感染状況を見る指標のうち、新規陽性者数がステージⅢの状況に達し、10日程度経過する。
- ② 医療提供体制の状況を見る指標のうち、重症者用病床の占有率、全療養者数がステージⅢの状況にある。
- ③ ①②を重視しつつ、他の指標とあわせ総合的に判断する。

指標		状態	基準
感染状況	新規陽性者数	ステージⅢ	25人未満 /10万人/週
医療提供体制の 状態	重症者用病床の 占有率	ステージⅢ	50%未満
	全療養者数	ステージⅢ	30人未満 /10万人

10 緊急事態宣言解除後の対応

- 緊急事態宣言解除後は、段階的に対策の緩和を行う。
- 飲食店への要請については、認証店舗を対象とした追加の緩和を行う。

「飲食店の皆様へ」

- 「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」への申請をお願いします。

※ 申請から認証まで少なくとも10日程度必要です。

【認証制度に関する問い合わせ先】

電話番号:077-569-6200

開設時間:9:00~18:00 (平日のみ)



主な県立施設の状況

別紙1

【令和3年9月9日更新】

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
県民交流センター	大津市におの浜1-1-20	077-527-3315	全館	9:00~21:00※注1 収容率50%以内	8月27日~9月30日	収容率の変更
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月30日	開館時間の短縮 収容率の変更
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月30日	開館時間の短縮 収容率の変更
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	芝生ランド等の広場および駐車場以外の施設	利用休止※注3	8月27日~9月30日	一部施設の利用制限
美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	全館	展示入替のため休館	8月23日~9月17日	
			各展示室	入室者 展示室1・2、展示室3 各100人以内	9月18日~9月30日	展示室の上限人数を設定した上で、全館開館
安土城考古博物館	近江八幡市安土町下豊浦6678	0748-46-2424	全館	入館者 1部屋50人以内	8月27日~9月30日	入館者数の制限
長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
オセアンBCスタジアム彦根(彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
関西みらいローイングセンター(琵琶湖漕艇場)	大津市玉野浦6-1	077-545-2165	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
ライフル射撃場	大津市大石東町鉦峠	077-546-0983	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
OSPホッケースタジアム(伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2	077-527-1141	全館	休館※注3	8月27日~9月30日	
琵琶湖博物館	草津市下物町1091	077-568-4811	全館	休館	8月27日~9月30日	
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設	閉鎖、利用休止	8月7日~当面の間	
苗鹿公園	大津市苗鹿三丁目1番1号	077-579-4816	駐車場、テニスコート	閉鎖、利用休止	8月27日~9月30日	
淡海環境プラザ	草津市矢橋町字帰帆2108	077-569-5306	全館	休館	8月27日~9月30日	
近江富士花緑公園	野洲市三上519	077-586-1930	宿泊施設、バーベキュー場	利用休止	8月27日~9月30日	一部施設の利用制限
平和祈念館	東近江市下中野町431	0749-46-0300	全館	休館	8月27日~9月30日	
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	(1)スポーツ施設 (2)会議室	(1)利用休止 (2)9:30~17:00 (会議利用のみ)	8月27日~9月30日	一部施設の利用制限 開館時間の短縮

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
視覚障害者センター	彦根市松原1丁目12-17	0749-22-7901	点字図書館	来館利用の制限 (電話・メール対応のみ)	8月27日～9月30日	一部施設の利用制限
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	0740-34-1392	虹の家(宿泊利用)キャンプ場	利用休止	8月28日～9月30日	駐車場、芝生広場、虹の家(宿泊除く)は利用可能
動物保護管理センター	湖南市岩根136-98	0748-75-1911	啓発施設	利用休止	8月27日～9月30日	譲渡前講習会は事前予約制に制限
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751	全館	9:00～20:00 収容率50%以内	8月8日～9月30日	開館時間の短縮 収容率の変更
陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909	陶芸館	入館者50人以内	8月27日～9月5日 9月18日～9月30日	入館者数の制限 9/6～9/17は展示入替のため陶芸館は休館
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本695	0748-52-1221	ふれあい広場	閉鎖、利用休止	8月27日～9月30日	
醒井養鱒場	米原市上丹生	0749-54-0301	全域	休場	8月27日～9月30日	
琵琶湖岸の県営都市公園(湖岸緑地)・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場、バーベキュー・キャンプ	閉鎖、利用休止	8月7日～当面の間	
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート グラウンドゴルフ場 会議室	利用休止	8月27日～9月30日	一部施設の利用制限
びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱1740-1	077-543-5831	集会室 茶室夕照庵	利用休止	8月27日～9月30日	一部施設の利用制限
長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館(長浜ドーム宿泊研修館)	長浜市田村町1411-1	0749-64-2880	全館	原則開館 ただし、個人利用は一部制限あり	当面の間	
図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691	全館	通常どおり (混雑状況により、入館制限をする可能性あり)	8月27日～9月30日	・短時間(30分以内)利用の呼びかけ ・座席の削減
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月30日	開館時間の短縮

※注1 イベント開催がない場合は19時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注3 予約済みであり、予約者において大会等の計画変更が難しい場合は除きます。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館や営業時間の短縮等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等について

令和3年(2021年)9月9日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり協力の要請等を行う。

記

1 感染対策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用など)
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底 (特措法第45条第2項、 第24条第9項に基づく要請)

- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の徹底(出勤者数7割削減目標)
- ・ 会議や商談時の感染対策の徹底
- ・ 商業施設では、入場者の整理(入場制限を含む。)など、混雑回避の取組を
- ・ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等の実施」など、混雑回避の取組を

3 外出について (特措法第 45 条第 1 項、第 24 条第 9 項に基づく要請)

- (1) 対象地域 滋賀県全域
- (2) 要請内容
 - ・ 不要不急の外出・移動自粛の徹底(特に、20 時以降は徹底)(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
 - ・ 極力家族や、普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動
 - ・ 買い物の回数や人数を最低限にする
 - ・ 混雑する場所への外出機会を半減させる
 - ・ 営業時間の短縮を要請している時間以降、飲食店等の利用を厳に控える
 - ・ 休業要請または営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用も厳に控える
 - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用も厳に控える

4 イベント開催について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

- ① 対象地域 滋賀県全域
- ② 開催時間 21時まで
- ③ 対象期間 令和3年 9 月 13 日 0 時から 9 月 30 日 24 時まで(※1)
- ④ 人数上限・収容率

<基本的な考え方>

必要な感染防止策を担保した場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする(※2)。

収容率の目安	人数上限の目安
50%以内	5,000 人

※1 9 月 12 日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、9 月 13 日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。9 月 13 日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

※2 収容定員がない場合は、十分な人と人との距離(1m)が確保できる人数

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 休業要請等について (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

<営業時間短縮等に関する要請内容>

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮

飲食店の皆さまに対し、以下の内容により営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年9月13日0時から9月30日24時まで
- ② 対象区域 滋賀県全域
- ③ 対象施設

対象施設	
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配、テイクアウトサービスは除く。)
遊興施設	接待(※)を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。
カラオケ	カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)
結婚式場	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

④ 休業・営業時間短縮要請

休業・営業時間短縮	
酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業

酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から 20 時まで)
---	-------------------------

⑤ 営業に際しての要請内容

内容
<p>(第 45 条第2項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理および誘導 ● 手指消毒設備の設置 ● 施設の消毒 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ● 施設の換気 ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策 <p>(第 24 条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」の登録および QR コードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守

- (2) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (第 45 条第 2 項)
(第 24 条第 9 項)

以下の施設について、営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年 9 月 13 日0時から 9 月 30 日 24 時まで
- ② 対象区域 滋賀県全域
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター	(特措法第 24 条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)

	など		
遊興施設 (第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	・20時までの営業時間短縮(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)	・20時までの営業時間短縮(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	・上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1)	・酒類提供等の自粛(※1)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法45条第2項に基づく要請の対象となる。

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項) ・21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮)	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・21時までの営業時間短縮
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など	・上記に加え、酒類提供等の自粛	(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮)
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		・酒類提供等の自

ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館 (集会の用に供する 部分に限る。)	(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	粛(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
運動施設、 遊技施設(第 9号)	体育館、スケート場、 水泳場、屋内テニス 場、柔剣道場、ボウリ ング場、テーマパー ク、遊園地、野球場、 ゴルフ場、陸上競技 場、屋外テニス場、ゴ ルフ練習場、バッティ ング練習場、スポー ツクラブ、ホットヨ ガ、ヨガスタジオ な ど	(特措法第24条第9 項) ・20時までの営業時 間短縮(イベント開催 の場合は21時まで の営業時間短縮) 上記に加え、酒類提 供等の自粛(法に基 づかない協力の呼び かけ)(※1)	(法に基づかない協 力の呼びかけ) ・20時までの営業時 間短縮(イベント開催 の場合は21時まで の営業時間短縮) 酒類提供等の自粛 (※1)
		※:オンライン配信の 場合は時間短縮不要	※:オンライン配信の 場合は時間短縮不要
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学 館、記念館、水族館、 動物園、植物園 など	※:オンライン配信の 場合は時間短縮不要	※:オンライン配信の 場合は時間短縮不要

➤ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)

※1:酒類提供等の実施:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。.)およびカラオケ
設備使用自粛

(その他の施設)

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) ・学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等 ・感染防止対策の徹底
集会施設等 (第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等 (第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) ・感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) ・適切な入場整理
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・適切な入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾 など	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・オンラインの活用等

<入場者の整理等に関する要請内容>

(特措法第 45 条第 2 項)

- ・商業施設(第7号)(1,000 m²超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第 24 条第 9 項)

- ・百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000 m²超)の管理者等(上記(2)内の(その他の施設)を除く。)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- ・感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- ・商業施設(第7号)(1,000 m²以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000 m²以下)の施設管理者等(上記(2)内の(その他の施設)を除く。)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

<業種別ガイドラインに関する要請内容>

(特措法第 24 条第 9 項)

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。(最新の業種別ガイドラインの確認を)

6 事業者への要請について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・テレワーク、時差出勤等の徹底
- ・「出勤者数の7割削減」を目指す
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- ・出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- ・職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

7 大学等への要請について（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ・ 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避
- ・ 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- ・ 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底
- ・ クラスタ発生リスクがある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動の自粛徹底
- ・ 多人数が接触する活動および前後の会食の自粛徹底
- ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会の自粛徹底

8 公共交通機関への協力依頼について（基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ）

- ・ JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

11. 飲食店等に対する協力金

12. 飲食店等以外に対する協力金

13. 酒類販売事業者に対する支援金

14. 事業継続支援金

15. 中小企業者の資金繰りに対する支援

16. 月次支援金（国）

17. 観光施設等魅力向上₂₂ 感染防止支援事業補助金

11-1 飲食店等に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) <small>※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額</small>	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

11-2 飲食店等に対する協力金

●緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	緊急事態措置を講じる区域 (県内全域)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 4万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円)
カラオケ店	食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店 (売上高等に関わらず一律2万円)

11-3 飲食店等に対する協力金

●緊急事態措置（9月13日～9月30日、18日間）

対象区域	緊急事態措置を講じる区域 (県内全域)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 4万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円)
カラオケ店	食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店 (売上高等に関わらず一律2万円)

12-1 飲食店等以外に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 (10以上のテナントを所有している施設について は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

12-2 飲食店等以外に対する協力金

●緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 (10以上のテナントを所有している施設につい ては、1店舗あたり2千円/日を追加支給)	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

12-3 飲食店等以外に対する協力金

●緊急事態措置（9月13日～9月30日、18日間）

■対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 (10以上のテナントを所有している施設につい ては、1店舗あたり2千円/日を追加支給)	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

13 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社または本店があること。 ・国の月次支援金の給付決定を受けていること。 ・まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。 ・月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少 中小法人等：上限20万円／月、個人事業主：上限10万円／月</p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で70%以上減少 中小法人等：上限40万円／月、個人事業主：上限20万円／月</p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で90%以上減少 中小法人等：上限60万円／月、個人事業主：上限30万円／月</p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

14-1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7-8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業者等</p> <p>イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した、もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給可
 ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

14-2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9 - 10月	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した、もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等 	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可
 ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

15 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金 ・国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	1,000万円（従来：1,500万円）
融資利率	年2.2%以内（従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	必ず保証付き（従来：必要に応じて保証） 保証料率年0%（全額、県が補助）（従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

16 月次支援金（国）

要件		<ul style="list-style-type: none"> 対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること 2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額		2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等	上限20万円／月
	個人事業者等	上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

17 観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金

■対象事業

- ①新たな需要に対応するために導入する設備や物品に関する事業
- ②感染防止対策に関する事業

宿泊事業者			観光事業者		
※滋賀県内で、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所等			※滋賀県内に事務所または事業所（観光施設等）を有し、観光事業（収益事業として観光客の受け入れ）を営む者		
補助対象期間	補助率	補助上限	補助対象期間	補助率	補助上限
令和2年5月14日～ 令和4年1月17日	1/2以内	500万円	令和3年4月1日～ 令和4年1月17日	3/4以内	300万円
【上乘せ】 令和3年4月1日～ 令和4年1月17日	1/4以内	250万円			

一般向けワクチン接種状況

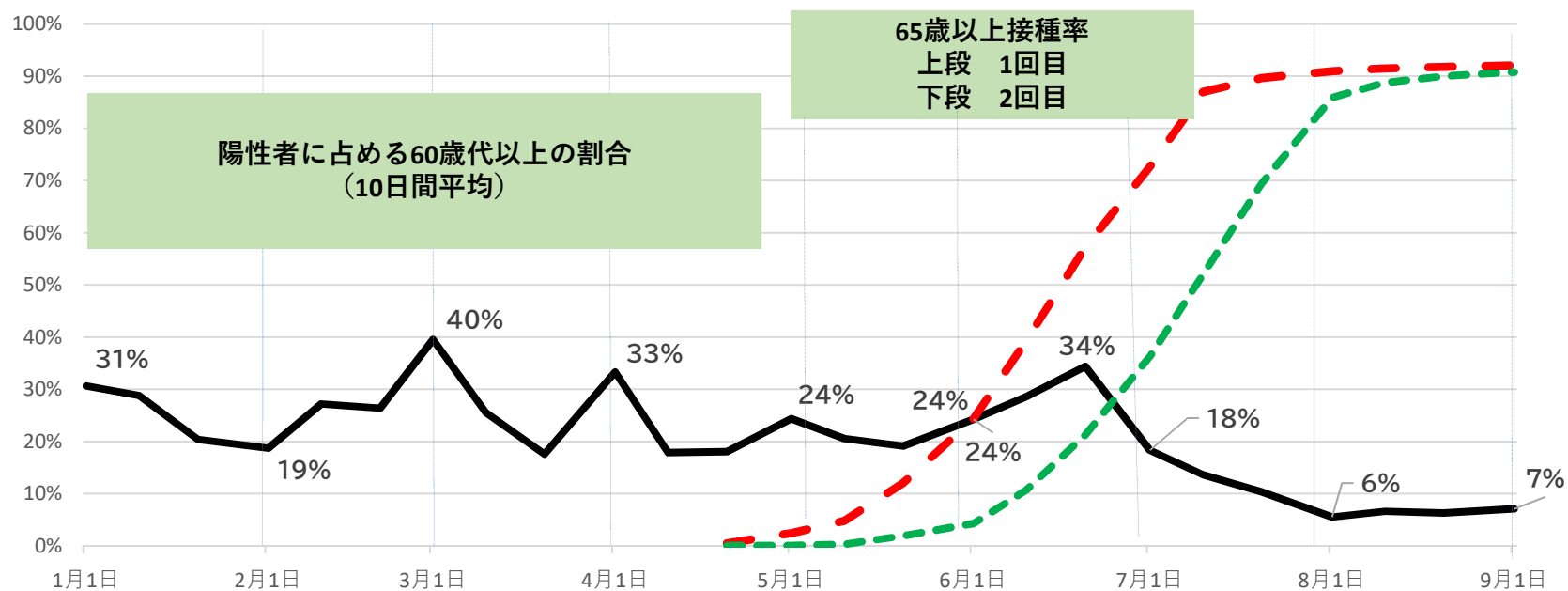
令和3年9月7日まで ワクチン接種状況ダッシュボードから転記

1回目接種済人数	全年代	769,272人	54.2%
	12-39歳	139,365人	32.9%
	40-64歳	291,260人	61.7%
	65歳以上	338,647人	91.4%

2回目接種済人数	全年代	607,377人	42.8%
	12-39歳	72,761人	17.2%
	40-64歳	200,673人	42.5%
	65歳以上	333,943人	90.2%

※上記の接種人数には医療従事者等優先接種者数は含んでいない。

滋賀県における65歳以上ワクチンの接種率と陽性者に占める60歳代以上の割合の関係図



市町へのワクチンの配布状況

市町へのワクチンの配布状況

	ファイザー社ワクチン				武田/モデルナ社ワクチン				ワクチン配分 合計 (回)	12歳以上人口 R3.1.1 住民基本台帳 (人)	12歳以上人 口に対する ワクチン配分 比率
	医療従事者への配分	市町への配分			接種実績						
	医療従事者	第14クール (14-2クールを含む)	第15クール (基本枠のみ)	市町配分計 (回)	職域接種	県広域ワクチン 接種センター	その他 大規模等	市町以外への 配分計 (回)			
		5月10日の週までに配 分された接種可能回数 (※)	9月20日の週までに配 分される接種可能回数								
	①	②	③	②+③=④	⑤	⑥	⑦	⑤+⑥+⑦=⑧			
大津市	27,923	376,545	36,270	412,815	38,148	17,978	2,994	59,120	499,858	307,881	81.18%
彦根市	7,307	129,075	12,870	141,945	14,500	4,964	244	19,708	168,960	100,725	83.87%
長浜市	9,808	136,695	9,360	146,055	8,516	5,254	222	13,992	169,855	104,989	80.89%
近江八幡市	7,094	95,390	5,850	101,240	8,676	2,810	292	11,778	120,112	73,333	81.89%
草津市	10,095	149,565	12,870	162,435	22,040	4,730	982	27,752	200,282	119,709	83.65%
守山市	7,597	86,970	2,340	89,310	7,582	2,692	13,732	24,006	120,913	73,677	82.06%
栗東市	4,991	75,465	7,020	82,485	9,420	1,808	420	11,648	99,124	61,285	80.87%
甲賀市	7,108	109,060	9,360	118,420	4,858	892	172	5,922	131,450	81,280	80.86%
野洲市	3,076	57,915	4,680	62,595	5,238	1,612	416	7,266	72,937	45,297	80.51%
湖南市	1,983	71,510	3,510	75,020	3,870	274	74	4,218	81,221	49,280	82.41%
高島市	2,506	63,570	2,340	65,910	6,072	324	122	6,518	74,934	43,692	85.75%
東近江市	5,578	136,695	12,870	149,565	10,296	3,154	126	13,576	168,719	101,630	83.01%
米原市	304	43,875	5,850	49,725	3,424	2,050	82	5,556	55,585	34,672	80.16%
日野町	1,203	24,725	3,510	28,235	3,838	480	42	4,360	33,798	19,228	87.89%
竜王町	157	17,555	0	17,555	1,250	128	6	1,384	19,096	10,679	89.41%
愛荘町	102	25,795	1,170	26,965	2,436	766	32	3,234	30,301	18,703	81.01%
豊郷町	609	10,435	0	10,435	460	140	6	606	11,650	6,515	89.41%
甲良町	36	10,435	0	10,435	288	158	2	448	10,919	6,202	88.03%
多賀町	23	11,655	0	11,655	486	256	6	748	12,426	6,687	92.91%
(合計)	97,500	1,632,930	129,870	1,762,800	151,398	50,470	19,972	221,840	2,082,140	1,265,464	82.27%

※V-SYSの実績等により市町毎に案分

若年層向けワクチン接種促進策

SNSやYouTubeなどを活用し、新型コロナワクチンへの正しい知識をわかりやすく周知することで、ワクチン接種への理解が深まるような広報を進めていく。

SNSでクイズ発信「Dr. キャッフィーからの挑戦状」

- ・8月2日に県広報課インスタグラムアカウント投稿欄に、新型コロナワクチンに関するクイズを投稿。
- ・以降、順次、県ワクチン接種推進室インスタグラムおよびTwitterで投稿する予定。
- ・併せて、県ホームページにクイズの内容に関する詳しい解説等を掲載。

動画とリーフレットでの周知

- ・20代向けに、ワクチンの仕組みや効果、副反応などについての分かりやすく親しみやすい内容の動画および電子版リーフレットを作成し、SNS等を用いて広く行き届くように周知。(9月下旬から配信予定)
- ・これに併せて、中高生向けに紙のリーフレットを作成し、配布。

様々な媒体での広報

- ・B5判4面のチラシを作成し、9月15日朝刊に折り込み予定。
- ・10代、20代の感染者が急増中であること、ワクチン接種の効果と副反応のリスク、ワクチンのデマ情報などについて掲載。
- ・びわ湖放送においても同様の内容でCMを放送中。(令和3年9月1日から令和3年9月30日まで)



県広域ワクチン接種センター夜間枠の開始

- ・南部会場において、9月3日から、16歳以上30歳未満の方を対象とする夜間枠を開始(毎週金曜18時から20時)
- ・8月27日から予約開始したところ、9月の枠はすべて予約いただいた。

ワクチン接種の副反応について

副反応疑い報告数

○ワクチン接種は、体内に異物を投与し免疫反応を誘導し、感染症に対する免疫を付与すること目的として行われるため、効果とともに、副反応が生じうる。

○本県の医療機関から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に『新型コロナワクチンの接種後の副反応疑い』として報告がなされたものとして、厚生労働省から県に情報提供があったものを集計。

○ワクチン接種後には、接種と因果関係のない偶発的な事象も生じるが、因果関係が不明な場合も含めて、副反応を疑う事例として広く収集し、評価の対象としている。

令和3年9月6日現在

	反応疑い報告数			代別	
		うち重篤		64歳以下	65歳以上
			うち死亡		
男性	43	20	7	26	17
女性	108	32	3	76	32
不明	0	0	0	0	0
合計	151	52	10	102	49

※ 死亡の10例すべてについて、医療機関からはワクチン接種との因果関係が評価不能と報告されている。

専門相談窓口 相談件数

医療機関からのワクチンに関する専門的な問い合わせや、県民からのワクチンの副反応、効果等について、市町での対応が困難な相談に対応するための窓口を設置

総件数		手段内訳			内容内訳			
		電話	FAX	メール	接種後の副反応の相談	接種前の副反応の心配	副反応以外の医療に係る相談	その他
日中	22,353	22,239	20	94	5,852	3,612	1,792	11,097
夜間	3,779	3,775	0	4	2,487	259	548	485
合計	26,132	26,014	20	98	8,339	3,871	2,340	11,582

※1 日中...午前9時から午後6時まで、夜間(4/12から)...午後6時から午前9時まで

令和3年3月1日～令和3年9月7日

※2 その他...当窓口で本来対応すべき内容ではないワクチン接種に関する苦情や接種の予約など

広域ワクチン接種センターについて

運営状況

月日	接種人数(単位:人)											要看護件数(単位:人)					
	南部			北部			計			南部		北部		計			
	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	計	看護件数	症状	看護件数	症状	看護件数			
															うち 県職員	うち 県職員	うち 県職員
7月10日 ~16日	1	2,990	37 (34)	3,027	1,894	46 (29)	1,940	4,884	83 (63)	4,967	17 (15)	気分不良、接種部位 の腫れ、嘔吐(救急搬 送1件)	11 (5)	発疹、気分不良、めま い、吐き気	28 (20)		
7月17日 ~23日	2	3,416	59 (58)	3,475	2,273	17 (15)	2,290	5,689	76 (73)	5,765	24 (14)	気分不良、嘔吐、めま い	7 (6)	気分不良、血圧低下、 頭痛、手足の痺れ	31 (20)		
7月24日 ~30日	3	3,134	58 (52)	3,192	1,954	61 (52)	2,015	5,088	119 (104)	5,207	13 (10)	気分不良(救急搬送1 件)、迷走神経反射、 吐き気、めまい	18 (16)	気分不良、めまい、痺 れ、発疹、迷走神経反 射	31 (26)		
7月31日 ~8月6日	4	1,717	42 (41)	1,759	1,104	46 (43)	1,150	2,821	88 (84)	2,909	7 (6)	気分不良、めまい、発 疹	9 (7)	気分不良、手の痺れ、 頭痛	16 (13)		
8月7日 ~13日	5	1,327	57 (52)	1,384	1,172	40 (38)	1,212	2,499	97 (90)	2,596	19 (14)	気分不良、脱力感、吐 き気、痺れ(救急搬送 1件)、しびれ、眩暈 (救急搬送・入院1件)	22 (16)	気分不良、頭痛、吐き 気、痺れ、発疹	41 (30)		
8月14日 ~8月20 日	6	1,068	43 (34)	1,111	1,097	29 (25)	1,126	2,165	72 (59)	2,237	16 (8)	気分不良、めまい、迷 走神経反射	8 (8)	気分不良、手の痺れ、 発疹、蕁麻疹	24 (16)		
8月21日 ~8月27 日	7	2,581	45 (38)	2,626	1,090	16 (12)	1,106	3,671	61 (50)	3,732	24 (9)	気分不良、めまい、吐 き気、気分不快、動悸 (緊急搬送:1件)	13 (13)	気分不良、手の痺れ、 意識消失、右腕、下肢 等痒み	37 (22)		
8月28日 ~9月3日	8	2,686	28 (27)	2,714	1,376	20 (20)	1,396	4,062	48 (47)	4,110	18 (7)	気分不良、迷走神経 反射、動悸、両手足先 痺れ	11 (7)	気分不良、めまい、意 識消失、吐き気	29 (14)		
計		18,919	369 (336)	19,288	11,960	275 (234)	12,235	30,879	644 (570)	31,523	138 (83)		99 (78)		237 (161)		
		11,371	4 (0)	11,375	7,376	3 (0)	7,379	18,747	7 (0)	18,754							

※ 上段:1回目接種、下段:2回目接種

厚生労働省より8月26日(木)に異物混入があり使用見合わせるよう連絡があったロット番号(3004667)のワクチンについて、北部会場において8月19日(木)~25日(水)までの間、2,660人に接種を行っていた。

広域ワクチン接種センターについて

全体行程

7月				8月				9月				10月				11月											
10日	17日	24日	31日	7日	14日	21日	28日	4日	11日	18日	25日	2日	9日	16日	23日	30日	6日	13日	20日	26日							
1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	12週	13週	14週	15週	16週	17週	18週	19週	20週								
センター開設(職域限定接種開始)				第1弾				一般				金・土・日に限定実施(月～木は2回目接種のみ)				金曜夜間枠継続				金・土・日に限定して実施				11月末接種を希望する県民の接種完了 (センター閉鎖)			
				一般接種開始(職域限定接種終了)				9月3日、毎週金曜日 夜間接種開始(南部会場)																			

職域接種について

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、6月21日から、企業や大学等において、職域(学校等を含む)単位でのワクチン接種開始

◆県内事業所からの9月3日現在の

申請件数: 73件 承認件数: 56件(取り下げ(17件)を除き全て承認済み)

アストラゼネカ社製ワクチンの接種について

接種体制

○開始時期 令和3年9月7日(火)から

○実施内容

- ・ 日 時:毎週火曜日の15時~(週1回)
- ・ 会 場:滋賀県立総合病院 健康創生センター
(守山市守山5丁目4番30号)
- ・ 接種人数:10人/回

○予約方法 9月1日(水)から滋賀県ホームページより受付開始



実績

接種済者数:8名【予約件数:21名】
(9月7日現在)

対象者

滋賀県在住(県内市町発行のワクチン接種券をお持ちの方)で、次のいずれかに該当する18歳以上の方。

- ・ ポリエチレングリコールに対するアレルギー等でmRNAワクチン(ファイザー社製、武田/モデルナ社製)を接種できない方
- ・ 海外でアストラゼネカ社製ワクチンを1回接種済みの方

国においては、アストラゼネカ社製ワクチンは希望する40歳以上の方に接種可能としているが、県広域ワクチン接種センターにおいて、武田/モデルナ社製ワクチンにより16歳以上の県民および本県への通勤・通学者に対応しているため、本県では対象としていない。